

# 次大夫堀公園民家園 再整備基本構想

## 目次

第1章	策定の主旨	1
第1節	再整備基本構想策定の背景	2
第2章	次大夫堀公園民家園再整備基本構想の概要	3
第1節	次大夫堀公園民家園再整備基本構想の位置付け	4
第2節	次大夫堀公園民家園再整備基本構想の検討体制	4
第3節	次大夫堀公園民家園再整備基本構想の期間	4
第3章	次大夫堀公園民家園の取り組み	5
第1節	これまでの取り組み	6
(1)	創設の経緯とこれまでの取り組み	6
(2)	これまでの理念・運営方針	6
(a)	創設時：『世田谷区の博物館構想答申書（世田谷ヒューマン・センターの提唱）』	6
(b)	本開園時：『甦った古民家第3輯 次大夫堀公園民家園の記録』	7
第2節	次大夫堀公園民家園を取り巻く環境の変化	8
第3節	『世田谷区文化財保存活用計画基本方針』による民家園のあり方検討	9
第4章	次大夫堀公園民家園の現状と課題	10
第1節	周辺の現状把握	11
(1)	周辺の歴史的文化要素	11
(a)	周辺の文化施設・公共機関	11
(b)	周辺の景観要素	11
(2)	利活用状況	13
第2節	次大夫堀公園と民家園の現状把握	14
(1)	構成要素	14
(a)	次大夫堀公園の構成要素	14
(b)	次大夫堀公園民家園の構成要素	14
(2)	利活用状況	17
(a)	次大夫堀公園の利活用状況	17
(b)	次大夫堀公園民家園の利活用状況	17
第3節	他類似施設の現状把握	21
(1)	管理運営面参考事例の現況・利活用状況	21
(2)	水車復元参考事例の現況・利活用状況	25
(a)	小平ふるさと村の水車	26
(b)	府中市郷土の森博物館の水車	27
(c)	大沢の里の水車	28
第4節	課題の整理と解決の方向性	32
(1)	理念・方針の整理	32
(2)	時代設定と対象地域の整理	32

(3) 運営.....	32
(4) 活用・展示.....	33
(5) 維持管理.....	33
(6) 他施設・他部門との連携.....	33
(7) 地域とのつながり.....	33
(8) 施設整備.....	34
第5章 次大夫堀公園民家園再整備基本構想.....	35
第1節 次大夫堀公園民家園再整備基本構想の考え方.....	36
(1) 新たな基本理念.....	36
(2) 運営の基本方針.....	37
■ 守る.....	37
■ 育む.....	37
■ 活かす.....	37
第2節 次大夫堀公園民家園再整備基本構想・計画.....	38
(1) 条件整理.....	38
(a) 法令上の諸条件.....	38
(b) 管理運営上の諸条件.....	39
(c) 整備上の諸条件と必要施設の検討.....	39
(d) 活用上の諸条件.....	41
(2) 次大夫堀公園全体のゾーニング計画.....	45
(3) 次大夫堀公園民家園のゾーニング計画.....	45
(4) 基本計画（参考）.....	50
(a) 旧棚網家住宅板倉の概要.....	50
(b) 世田谷の水車事情.....	51
(c) 旧棚網家住宅板倉復原の配置検討.....	53
(d) 水車復元の配置検討.....	54
(e) 旧棚網家住宅板倉と水車の組み合わせによる配置検討.....	55
「A-1案」.....	56
「A-2案」.....	57
「B案」.....	58
(f) 計画図.....	59
第6章 これからの取り組み.....	61
第1節 これから取り組むべき重点課題.....	62
(1) ボランティア活動の充実.....	62
(2) 全ての来園者が楽しめる活動の充実.....	62
(3) 文化財資料の適切な維持管理手法の確立.....	62
(4) 郷土資料館等との連携.....	62
(5) 拡張地の整備に伴う体験事業の充実.....	62
第2節 具体的な対策.....	63
(1) ボランティア活動の充実.....	63

(2) 全ての来園者が楽しめる活動の充実 .....	63
(3) 文化財資料の適切な維持管理手法の確立 .....	63
(4) 郷土資料館等との連携 .....	63
(5) 拡張地の整備に伴う体験事業の充実 .....	63
第3節 今後の課題 .....	64

# 第1章 策定の主旨

## 第1章 策定の主旨

### 第1節 再整備基本構想策定の背景

世田谷区では、昭和55年（1980）に岡本公園民家園、昭和63年（1988）に次大夫堀公園民家園を開園し、古民家の保存・活用に取り組んできた。古民家では、囲炉裏で火を焚き、建物に触れることで、当時の生活の場を体感することができるようにするとともに、かつての農村での生活を体験できる学習施設として運営してきた。世田谷区の民家園は、それまでの保存を中心とした文化財建造物の維持管理や展示を中心とした博物館施設の運営手法ではなく、「生きた古民家」をテーマに活用を中心とした野外博物館として発展してきた。

特に次大夫堀公園民家園は、次大夫堀というかつての農業用水を復原した公園の中に、水田や里山を再現するとともに、街道や複数の農家とその付属屋、畑などを配置して、かつての集落やそこでの暮らしを含めた農村風景を再現するという公園の計画のもとに開設されたものである。

開園から30年余を経過し、世田谷区を取り巻く社会状況は大きく変化し、かつての生活文化に触れる機会が失われている。また宅地化が進展したことで、かつての世田谷の農村風景をうかがうことができるものが少なくなってきた。

民家園の事業についても充実が図られ、民家園ボランティアの活動により、かつての農村で見られた諸職の再現や体験が行われるようになった。また古民家の維持管理に必要な茅葺や左官の技術の体験など、様々な取り組みが展開されている。平成28年度、次大夫堀公園民家園の南に隣接した生産緑地を取得し、民家園の畑として整備を行なうことが決定した。

この30年間余が民家園の活動によって、新たな課題も浮き上がってきている。こうしたことから、民家園の機能や事業について検証をし、園内のゾーニングについても見直しを行う。さらに、今後整備を検討する施設の配置計画や公園部分を含めた農村風景の再整備の検討を行い、民家園の事業展開や運営管理についての方針を見直すこととした。

本構想では、これまで民家園で培ってきたものを基盤に、これからの時代に相応しい基本構想を定め、世田谷におけるかつての農村の暮らしや文化を伝えるための取り組みを、総合的かつ計画的に推進するための指針としていく。

## 第2章 次大夫堀公園民家園再整備基本構想の概要

## 第2章 次大夫堀公園民家園再整備基本構想の概要

### 第1節 次大夫堀公園民家園再整備基本構想の位置付け

基本構想策定にあたっては『世田谷区文化財保存活用基本方針』を踏まえたうえで『世田谷区基本計画』、『世田谷区新実施計画（後期）』、『第2次教育ビジョン』などとの整合を図る。

本基本構想は郷土を知り次世代へ継承する取り組みとして、民家園を通じて、かつての農村風景を再現し、文化財の保存と活用を行い、そこでの生活文化を体験する事業を総合的かつ計画的に実施するためのものである。

民家園の施設の再整備及び民家園の拡張用地整備、民家園周辺の次大夫堀公園の再整備についての基本的な方針を定めるもので、今後の具体的な計画の実施にあたっては本基本構想を踏まえて取り組むこととする。

また本基本構想は、民家園の事業運営の基本的な考え方を定めるものである。今後民家園の事業の見直しや運営手法については、本基本構想の基本理念と基本方針の考え方を踏まえ、具体的な運営方針を定めて取り組むこととする。

### 第2節 次大夫堀公園民家園再整備基本構想の検討体制

表 2-1. 定例会議メンバー

体制	所属		氏名	備考	
業務主体	生涯学習・地域学校連携課	文化財係	係長	大谷 昇	
			主任主事	仙田 力	
			文化財資料調査員	佐藤 明子	
		民家園係	係長	布施 喜章	
			主事	竹本 稜一	
			文化財資料調査員	今田 洋行	
			文化財資料調査員	乗松 路子	
アドバイザー			石井 榮一		
業務支援	株式会社 建文	事業部 部長	田中 昭之	総括	
		係長	伊藤 香織	担当	
		研究員	森野 和彬	担当	
		研究員	片山 かな子	担当	

### 第3節 次大夫堀公園民家園再整備基本構想の期間

本基本構想は、令和2年度（2020）から概ね20年程度の将来を見据えて、民家園の運営の基本的な考え方をまとめるとともに、5年から10年程度の間に整備を検討する施設の位置付けや事業運営の考え方を定めるものである。

今後、5年ごとに事業の進捗状況を確認した上で、区政を取り巻く状況の変化に応じて適宜見直しを図るものとする。



## 第3章 次大夫堀公園民家園の取り組み

## 第3章 次大夫堀公園民家園の取り組み

次大夫堀公園民家園は、昭和58年（1983）より基本計画が検討され、昭和63年（1988）に開園した文化施設である。開園から30年余が経過し、社会情勢などの変化に伴い、民家園を取り巻く環境も大きく変貌している。

ここでは、民家園のこれまでの取り組みと、民家園を取り巻く環境の変化についてまとめる。

### 第1節 これまでの取り組み

#### （1）創設の経緯とこれまでの取り組み

喜多見地区では、昭和48年（1973）に有志による民俗資料展を契機に、旧城田家住宅主屋を含めた民俗資料の保存運動が起こり、昭和51年（1976）には喜多見各町会長の連名により、「旧六郷用水（別名、次大夫堀）流跡保存と遊歩道公園の設置に関する請願書」が提出された。この請願がきっかけとなり、昭和52年度には「（仮称）次大夫堀公園基本構想」が策定され、『（仮称）次大夫堀公園基本構想報告書よみがえる水路』にまとめられた。こうした動きは、世田谷区の基本計画の中にも位置付けられ、昭和54年（1979）4月に発行された『世田谷区基本計画 福祉社会を目指すヒューマン都市世田谷』の中で、重要事業の一つに挙げられた。

こうして公園の計画が進むにつれ、民家園の計画も動き出すこととなった。昭和58年（1983）より「（仮称）次大夫堀公園民家集落園」に関する検討が始まり、その内容は『世田谷区の博物館構想答申書（世田谷ヒューマン・センターの提唱）』にまとめられた。この博物館構想を受け、昭和59年（1984）2月には「次大夫堀公園基本計画報告書」が作成され、これを基に民家園の基本設計、実施設計が進められた。昭和61年（1986）12月に起工式が実施されると、旧城田家住宅主屋、旧加藤家住宅主屋、旧秋山家住宅土蔵が移築復原され、付属屋や屋敷構えの整備が行われた。また、屋敷を繋ぐ街道、畑や里山（雑木林）などの整備も行われ、昭和63年（1988）11月より暫定公開された。

平成7年（1995）から9年（1997）にかけて、旧安藤家住宅主屋が復原されたことで、民家園全体の計画が完成し、本開園の運びとなった。暫定開園から本開園までの約10年間に、様々な方向性が示唆されたことから、本開園を契機に運営方針の見直しが行われ、平成9年度に「次大夫堀公園民家園基本構想」としてまとめられた。本基本構想にて、ボランティア団体の養成が初めて明文化された。これにより「綿の会」など、かつての農村生活に欠かすことのできなかつた諸職を継承する、現在まで続く区民参加の民家園ボランティアの活動が開始した。

平成15年度には、当初計画になかった旧岡家表門が移築復原された他、敷地の一部を拡張するなど、民家園の姿も少しずつ変化を遂げている。

#### （2）これまでの理念・運営方針

民家園創設の骨子となった（a）「世田谷区の博物館構想答申書（世田谷ヒューマン・センターの提唱）」、本開園までの事業が記録されている（b）『甦った古民家第3輯 次大夫堀公園民家園の記録』を基に、これまでの民家園の理念や運営方針について以下にまとめる。

（a）創設時：『世田谷区の博物館構想答申書（世田谷ヒューマン・センターの提唱）』

##### 創設時の理念・運営方針

○「ヒューマン・センター」の目的と役割（『世田谷区の博物館構想 答申書』p13）

- ・市民を主役に据える
- ・文化というキーワードを基語として、情報を集中、選択、伝達するステーションとしての役割

○ヒューマン・センター構想の中での民家園の位置役割（『世田谷区の博物館構想 答申書』p32）

「岡本民家園とは、その役割を分け合い、互いにその目的である自然、建築、民俗、農業などの伝統を守り育て、活用してゆく為の有効な施設」

○基本構想の柱（『世田谷区の博物館構想 答申書』p33）

- ・世田谷区の歴史を実体として学ぶ
- ・人々の生活の中からつくり出され、守られてきた文化遺産の継承
- ・これらを追体験することのできる総合公園
  - 農業公園（生産物を生産形態と共に残し伝える。コミュニティー育成の場としても活用）
  - 親水公園（野川・次大夫堀の再生）
  - 自然公園（有機的な自然体系をとりもどす）
  - お祭り広場公園（伝統芸能や区民参加の諸行事を行う）
  - 民家研究調査センター（建築、民俗、歴史に関する研究、調査、区民への提供）

**創設時の民家園の運営理念**（『甦った古民家 第3輯 次大夫堀公園民家園の記録』p33）

- ①区指定文化財等、優れた文化財遺産の保存・継承
- ②歴史的農村生活形態の再現・継承
  - ・世田谷に見られた集落景観の再現
  - ・農村生活の形態（水田、茶畑、畑、養蚕等）の再現と生業史の伝承
- ③美しい自然環境・居住環境の形成
  - ・伝統的樹種の多い周辺環境と一体化を図る
- ④地域コミュニティの確保・福祉の推進
  - ・地元住民の協力
  - ・民俗行事の再現や各種イベント
  - ・区民への貸し出し
- ⑤博物館的利用
  - ・企画展等は世田谷の民俗や歴史にとどまることなく、広範囲な文化を対象とする
  - ・郷土資料館、岡本公園民家園等、文化施設とネットワーク化し情報の互換性を図る
- ⑥啓発
  - ・世田谷の文化を知る上で貴重な文化財を伝承する
  - ・自ら文化財を守る意識

**創設時の民家園の位置付け**（『甦った古民家 第3輯 次大夫堀公園民家園の記録』p35「仮称次大夫堀集落園管

理運営計画案」）

- ・世田谷区ヒューマン・センター（中央博物館）の分館
- ・古民家公開、民俗資料の展示、民俗行事の再現、啓発普及活動、教育・文化の向上に役立てる

（b）本開園時：『甦った古民家第3輯 次大夫堀公園民家園の記録』

**次大夫堀民家園の目的**（『甦った古民家 第3輯 次大夫堀公園民家園の記録』p63平成9年度「次大夫堀公園民

家園基本構想」）

- ・農村風景の再現
- ・世田谷の自然と文化を次世代に伝える

- ・区民交流の場（コミュニティー作りに寄与）

**平成10年度以降新規導入事業**（『甦った古民家 第3輯 次大夫堀公園民家園の記録』p63 平成9年度「次大夫堀公園民家園基本構想」）

- ①所蔵民具のさらなる活用
  - ・区内小学校への巡回展示
  - ・『(仮称) 世田谷民具案内』の発行
- ②歴史と文化の学習の場
  - ・各種講座の開講
- ③ボランティア団体の養成 ⇒ 民家園ボランティアの組織化が急務
  - ・コミュニティー作りの一環
- ④区民主導型事業の導入
  - ・コミュニティー作りの一環
  - ・民家園の開放（綿織り、製茶、機織り、紙漉き等）
- ⑤伝統産業及び伝統芸能の育成と普及
  - ・竹細工、江戸小紋、桐箆笥等の実演
  - ・伝統芸能団体との交流（芸能フェスティバルの開催）
  - ・伝統芸能の育成
- ⑥研究紀要の発行
  - ・区民の文化意識の向上
- ⑦歴史文化理解
  - ・隣接地域との比較研究、企画展

## 第2節 次大夫堀公園民家園を取り巻く環境の変化

次大夫堀公園民家園は、六郷用水（別名、次大夫堀）を復元した次大夫堀公園内に立地する。公園内には、次大夫堀の流れに沿って里山や水田が整備され、かつての世田谷の農村風景を偲ぶ場所として区民の憩いの場となっている。次大夫堀は、江戸時代に新田開発のために開鑿された用水であり、昭和初期まで農業生産に大きな役割を果たしていたが、農業の衰退や河川の改修により荒廃の一途を辿った。昭和51年（1976）、これを憂えた地元住民が保存を懇願したことを契機に、次大夫堀保存の機運が高まり、現在の姿に復元された。

次大夫堀の復元と共に歩を進めた民家園の計画も、区指定有形文化財4棟の移築復元と、屋敷地や付属屋など、村としての整備が完成し、昭和63年（1988）の開園から30年余が経過した。開園当初の昭和50年代には喜多見にも古民家が残っており、屋敷林、生垣、竹垣、水田や畑など、農村景観を形づくる要素が残されていた。当初の民家園は、喜多見に残る農村景観と連続性を持って存在していたが、近年では相続による宅地の細分化、農地の減少などによって、喜多見においてもかつての農村としての景観は次第に失われている。さらに、現在建設中の外環道路の建設などにより、喜多見の景観はさらに変化するであろう。

宅地化に伴い外部から喜多見に移り住む人が増加する中で、農家の減少、核家族の増加といった住民の職業や家族構成にも大きな変化が生じている。餅つきや十五夜といった年中行事を地域に伝わるやり方で行う家も少なくなったのではないだろうか。古くから喜多見に暮らす家でも、かつての村のくらしや習俗を知る世代が徐々に少なくなっている。

### 第3節 『世田谷区文化財保存活用計画基本方針』による民家園のあり方検討

平成29年4月に策定した『世田谷区文化財保存活用基本方針』では世田谷区の文化財の保存と活用の基本理念を定め、地域の文化財保護の基本的な考え方をまとめた。この方針では「民家園の機能の再検討と事業充実」という重点取り組みを挙げた。

**文化財保存・活用の課題**（『世田谷区文化財保存活用基本方針』p22～29）

- ①文化財とそれを取り巻く環境の保存
- ②郷土資料館を核とした郷土学習ネットワークの充実
- ③民家園の事業の充実と次大夫堀公園民家園の再整備
- ④代官屋敷の保存・活用の推進
- ⑤地域の文化財の継承と伝統文化の担い手の育成
- ⑥世田谷の歴史・文化の魅力を広く伝えるための情報発信
- ⑦新しい区史編さんに向けた取り組み
- ⑧文化財の保存活用のための体制の整備

#### →③民家園の事業の充実と次大夫堀公園民家園の再整備

<取組の方向性>（『世田谷区文化財保存活用基本方針』p24）

- ・「生きている古民家」をテーマに体験学習機能の充実
- ・機能の再整備（機能・ゾーニングの検証、配置計画、農業公園との連携、ICTの活用）

<重点取り組み>（『世田谷区文化財保存活用基本方針』p40）

- ・事業の充実（東京2020大会を契機とした新規導入事業）
  - －民家園ボランティアの活動の充実と新たな民家園ブランドの創出
  - －畑を活用した農業体験事業の展開
  - －外国人向けの体験事業の検討
  - －郷土資料館と連携した体験事業などの充実
  - －民家園での生活（衣食住）体験の充実
- ・民家園の再整備
  - －事業の充実に伴うフィールド全体の見直し

#### →⑤地域の文化財の継承と伝統文化の担い手の育成

<取組の方向性>（『世田谷区文化財保存活用基本方針』p26）

- ・有形、無形文化財の担い手の育成の推進
- ・若い世代への継承機会の増加
- ・無形文化財の映像化による記録の作成
- ・地域の文化財に関する情報提供のしくみづくり

<重点取り組み>（『世田谷区文化財保存活用基本方針』p41）

- ・歴史や文化についての解説・案内ボランティアの育成
- ・文化財パトロールのボランティアの育成
- ・歴史的建造物の維持管理のボランティアの育成
- ・伝統技術を習得しながら催しに携わる民家園ボランティアの育成
- ・ボランティア育成講座（せたがや文化創造塾との連携）

## 第4章 次大夫堀公園民家園の現状と課題

## 第4章 次大夫堀公園民家園の現状と課題

### 第1節 周辺の現状把握

#### (1) 周辺の歴史的文化的要素

##### (a) 周辺の文化施設・公共機関<sup>1</sup>

平成22年には農地保全方針の農業振興等拠点の主旨を含め、最終的な整備の基本的な考え方を定め用地取得及び整備の基礎資料とするため「世田谷区立次大夫堀公園整備構想」を策定した。この整備構想に基づき隣接する農地などを区域に拡張する都市計画変更を平成22年8月に行った。

また、世田谷区では「農地保全方針」に基づく取り組みを進めており、喜多見・宇奈根地区を含む7地区を「農地保全重点地区」に指定した。

その他、世田谷区は「みどりの基本計画」に基づき、みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える「世田谷みどり33」事業のひとつとして、地域全体をひとつの博物館として捉え、学習・体験の場とする「世田谷・みどりのフィールドミュージアム(以下、フィールドミュージアム)」の整備を進めている。「喜多見4・5丁目農の風景育成地区」は、フィールドミュージアムとしても整備し、喜多見農業公園や次大夫堀公園など5か所に案内板を設置している。この地区は、世田谷の農や喜多見の歴史・文化について知識と関心を深めることを目的としている。

フィールドミュージアムの案内マップ(図4-1)に掲載された施設を中心に、次大夫堀公園民家園周辺の文化施設及び公共機関を以下に挙げる。

- ・ 神社…………… 喜多見氷川神社、須賀神社
- ・ 寺院…………… 慶元寺、知行院、光伝寺、喜多見不動
- ・ その他の歴史的景観要素… 第六天塚古墳
- ・ 公共施設…………… 喜多見五丁目竹山市民緑地、稲荷塚古墳緑地、次大夫堀自然体験農園、喜多見3丁目ファミリー農園、喜多見農業公園、喜多見4丁目ファミリー公園、みやっばら公園、喜多見東記念公園、喜多見東公園、喜多見公園、喜多見まちづくりセンター

##### (b) 周辺の景観要素<sup>2</sup>

喜多見は多摩川左岸の台地と多摩川に挟まれ、区内としては土質も良い方で、世田谷の穀倉地帯といわれた地である。明治期の記録によれば、区内全域では田に比べて畑地面積が多かったが、喜多見は水利に恵まれ、区内では比較的水田の多い農村であった。

大正14年(1925)の成城学園移転と、昭和2年(1927)小田急線の敷設に伴い、上ノ台(上ノ原)と呼ばれた台地上の雑木林が急速に宅地化する中、台地下の喜多見地域はその影響を受けることが少なく、その変化は穏やかであった。現在でも、往時の面影を残す筏道などの旧街道や生垣、屋敷林などが残り、かつての喜多見の様子を偲ぶことができる。

1 参考資料：世田谷区みどり政策課「世田谷・みどりのフィールドミュージアム 喜多見4・5丁目農の風景育成地区案内マップ」2015年3月、世田谷区経済産業部都市農業課「せたがや農業通信 平成30年～世田谷の農業の概要～」2018年4月、世田谷区「風景づくり計画」2015年4月

2 参考文献：世田谷区教育委員会『甦った古民家 第3輯 次大夫堀公園民家園の記録』2003年3月、世田谷区『せたがやの歴史』1976年9月25日、世田谷区教育委員会『喜多見 世田谷区民俗調査第3次報告』1983年3月31日、

しかし、時代の経過とともに周辺の景観要素は徐々に失われ、水田はその姿を消し、雑木林や竹藪、昔ながらの農家の屋敷構えなどを目にする事は少なくなった。次大夫堀公園民家園の計画が進められた昭和50年代には、喜多見にも農村風景がわずかに残っており、園内にそれらの要素が取り入れられた。ここでは、現在では失われてしまった要素も合せて、景観要素として挙げることにする。

- ・ 河川、用水 …………… 野川、清水川、六郷用水（次大夫堀）、池、溜池、洗い場
- ・ 街道 …………… 旧品川道（筏道）、旧登戸道、背戸道
- ・ 農家の屋敷構え …………… 主屋、前庭、付属屋、ジョウグチ、セド、屋敷林、高垣（高クネ）、落葉樹（樺など）、生り物（柿など）、竹、屋敷稲荷、井戸など
- ・ その他の景観要素 …………… 畑、水田、里山、雑木林、水車、念仏車、竹垣、茶垣、庚申塔、辻など

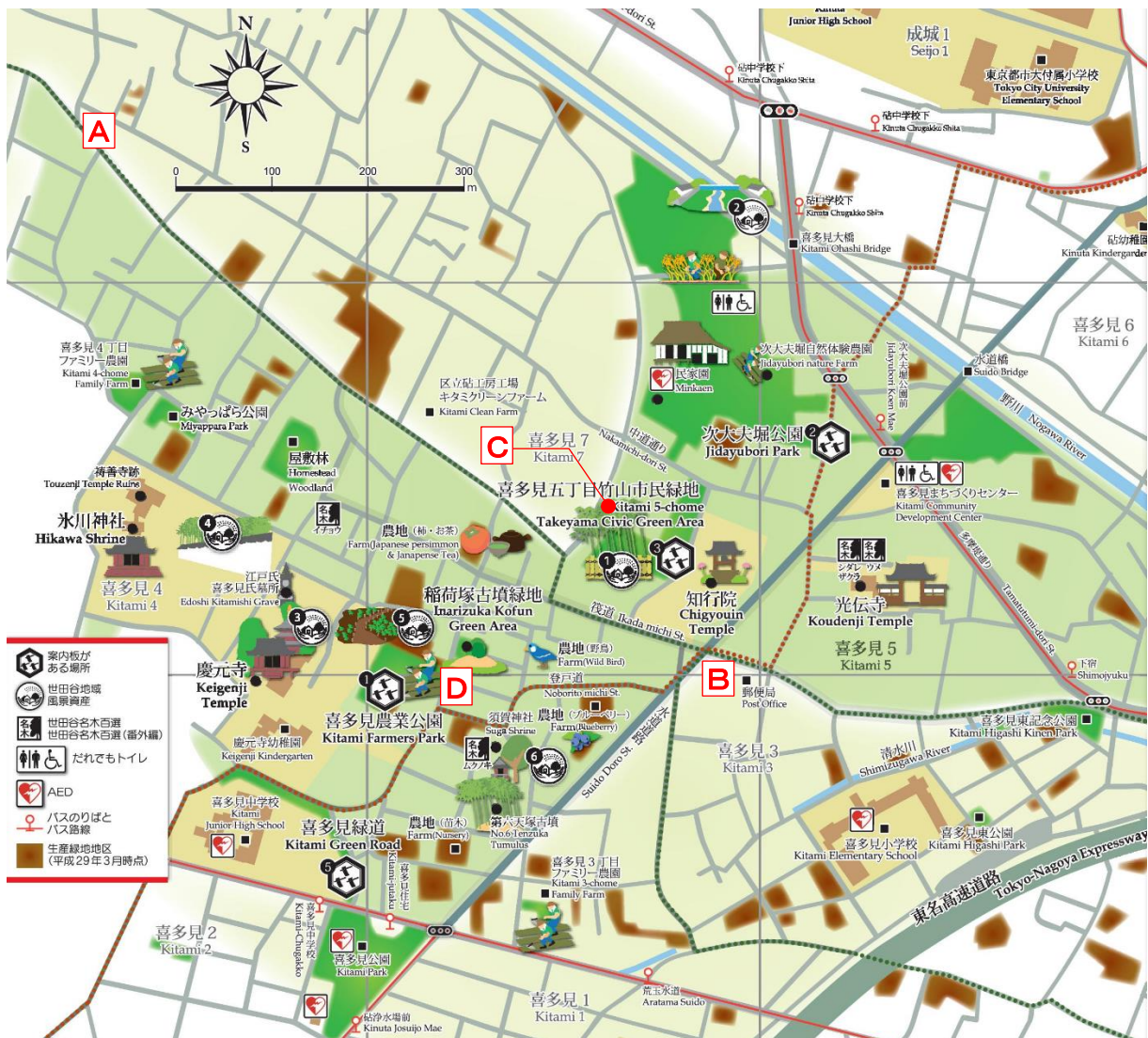


図 4-1. フィールドミュージアムの案内マップ





写真 4-1. 喜多見氷川神社



写真 4-2. 須賀神社



写真 4-3. 慶元寺



写真 4-4. 喜多見5-2-1 遊び場



写真 4-5. 念仏車と「中通」と「品川道（筏道）」の辻  
【図中A】



写真 4-6. 知行院前の旧登戸道(左)と旧品川道(右)の辻  
【図中B】



写真 4-7. 近隣の屋敷に残る竹垣【図中C】



写真 4-8. 喜多見に残る茶垣【図中D】

## (2) 利活用状況

次大夫堀公園周辺には、「(1)(a) 周辺の文化施設・公共機関」に挙げた通り、民間、法人、区の運営による施設が多く点在し、様々な活動を行っている。

例えば、「市民緑地」は都市に残された民有地のみどりを保全し、地域に憩いの場を提供することを目的とした都市緑地法によって定められている制度で、一般財団法人世田谷トラストまちづくり(以下「トラスト」と表記)が土地所有者と契約を結び、一般公開している。次大夫堀公園民家園と道路を隔てて南に位置する「喜多見五丁目竹山市民緑地」は、トラストによるボランティアの参加による管理・運営がなされている。



にみられた消防小屋などが整備されている。これらは当初計画の折、喜多見を中心とする周辺の集落と環境構造を検討する中で、構成要素として抽出されたもので、民家園の配置計画検討の際に、基本となる骨子として位置付けられたものである。

『甦った古民家 第3輯 次大夫堀公園民家園の記録』によれば、「民家園全体としては江戸時代後期から明治時代中期の区内西部地区の農村」を再現したとされる。時代設定及び対象地域については、これまで刊行された報告書や民家園のパフレットなど、資料によって記載が異なる。

また、園内には喜多見に見られる景観要素（「第1節（1）（b）周辺の景観要素」参照）が取り入れられており、周辺地域の景観と連続させることで一体化を図っている。一例として、旧加藤家屋敷地の竹垣は、近隣との連続性をもたせている（写真4-9,10）。その他、屋敷林の配置や、ヒイラギやサンゴジュなどの生垣、茶垣、辻、庚申塔などの要素が取り入れられている（写真4-11～14）。



写真 4-9. 近隣の屋敷に残る竹垣



写真 4-10. 次大夫堀公園民家園内 旧加藤家の竹垣



写真 4-11. 喜多見に残る茶垣



写真 4-12. 次大夫堀公園民家園内 茶垣

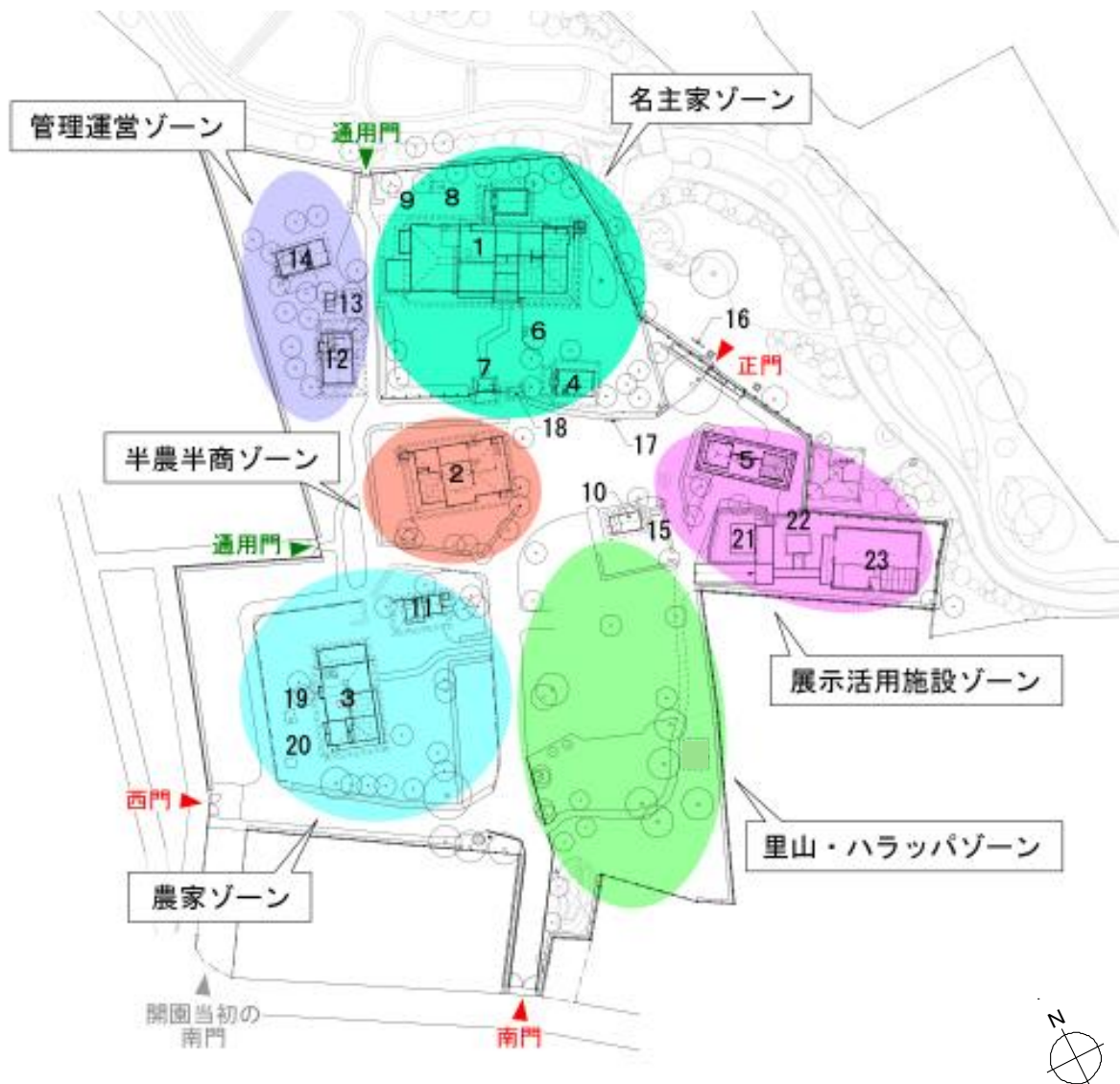


写真 4-13. 知行院前の旧登戸道（左）と旧品川道（右）の辻



写真 4-14. 次大夫堀公園民家園内 旧道・辻の再現  
（右は旧品川道（筏道）をイメージ）

ここで、開園から約35年の間に生じた当初計画からの変化に触れておく。平成15年(2003)には敷地の東側が拡張され、当初計画になかった旧谷岡家住宅表門が移築復原された。また、民具保管庫、鍛冶展示小屋、藍展示小屋も新たに整備された。同時に正門の位置が変更され、南門が新たに作られた。なお、当初の南門は、平成15年(2003)より前に現在の南西門に改修された(改修年代不明)。当初計画にあったハラッパ北側の畑は現在はなく、旧加藤家屋敷地東の畑は一部を実取らずの田んぼとしている。旧品川道(筏道)を再現した、旧城田家に通じる道は幅員が大きく、イベント時に広場としても使われてきたが、現在では辻が再現され、庚申塔が建てられている。このように、当初の骨子を継承しつつ、園内の姿も時代と共に少しずつ変化を遂げている。



区指定有形文化財

- 1 旧安藤家住宅主屋及び内倉
- 2 旧城田家住宅主屋
- 3 旧加藤家住宅主屋
- 4 旧秋山家住宅土蔵
- 5 旧谷岡家住宅表門

付属施設

- 6 中門及び塀
- 7 表門
- 8 井戸及び流し
- 9 水神様
- 10 消防展示小屋

- 11 水屋・物置・便所
- 12 作業員詰所
- 13 外便所
- 14 ポンプ小屋・物置・受水槽
- 15 火の見櫓

- 16 案内板
- 17 案内板
- 18 高札場
- 19 井戸
- 20 稲荷

- 21 鍛冶展示小屋
- 22 藍展示小屋
- 23 民具保管庫

図4-4. 次大夫堀公園民家園のゾーニング(現況)

(2) 利活用状況

(a) 次大夫堀公園の利活用状況

次大夫堀公園へのアクセスは、小田急線「成城学園前駅」から徒歩15分程度、バス利用であれば、「次大夫堀公園前」停留所から徒歩2分である。公園内には有料駐車場が設けられている。公園は昼夜通して開放されており、通路としても使用する地元住民の姿も多くみられる。また、瓢箪池の周囲は広場になっており、散歩や散策で訪れた人々の休憩場所として親しまれている。

【水田】

次大夫堀公園内の水田では毎年、公園緑地課の所管で田植えと稲刈りを参加型のイベントとして行なっている。平成30年(2018)の田植えには、付近の小学校5校、幼稚園1園、保育園7園、児童館3館、自主保育グループなど合計22団体の他、一般参加者を含めて、合計約1400人が参加した。また、田植えと稲刈りに関連したイベントとして、平成29年(2017)から、近隣の児童館(鎌田児童館、喜多見児童館)の子どもたちが、かかしを作り田んぼに設置するイベントも行っている。

【管理棟】

管理棟には、職員の事務所、休憩所、資料室、展示室、トイレが設けられている。展示テーマを「多摩川と次大夫堀」とし、中央の通路に漁労関係の道具、舟や筏などの模型を展示している。展示室には、用水のジオラマや建物の模型などを展示し、映像の観覧もできる。また、ここ数年は、年に一度行われる企画展示の会場としても使われている。

【駐車場】

駐車場の収容台数は30台(大・中型車が駐車する場合、普通車は10台程度)で、利用料金は30分100円である。民家園の開園時間に合わせて運営しているため、閉園時や夜間は閉鎖され、時間外の出入庫はできない。団体利用客等の利用時に大型・中型バスが利用するが、警備員詰所が駐車場の出入口に近いことから、出入庫の際に何度も切り替えす必要がある。

(b) 次大夫堀公園民家園の利活用状況

○運営【運営形態】

公園の運営は公園緑地課 砧公園管理事務所であり、夜間も含め常時開放されている。民家園は、教育委員会 生涯学習部 生涯学習・地域学校連携課 民家園係により運営される。開園は9時30分から16時30分で、閉園日は毎週月曜日を基本とする。水路及び水田の維持管理は公園緑地課が担い、田植えや稲刈りなどのイベントも公園緑地課によるものである。

民家園係には、区事務職員4名、区政嘱託員1名、文化財資料調査員4名が在籍している。民家園係は、園内の維持管理と、イベントや年中行事などの企画・運営を行う。

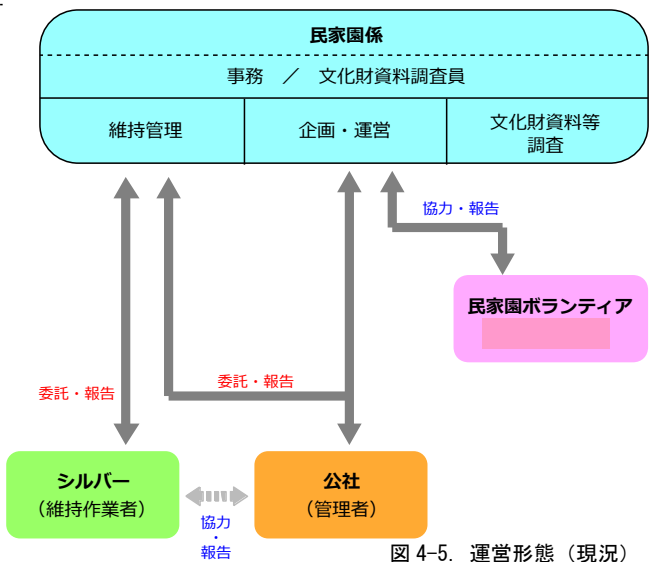


図4-5. 運営形態(現況)

維持管理の一部は、民家園係が「株式会社世田谷サービス公社（以下、公社）」と「公益社団法人世田谷区シルバー人材センター（以下、シルバー）」に委託契約を結び、実施している。（図4-5）。

#### ○活用・展示

民家園全体の展示骨子を「昭和初期の世田谷の暮らし」とし、建物毎に展示テーマを定め、テーマに沿った展示を行っている。各棟の機能や展示・活用テーマ及び、現状と問題点について以下に記す。また、その概要については「5章」の「表5-4」にまとめた。

##### 【旧安藤家住宅主屋】

旧安藤家住宅主屋の機能として、昭和63年（1988）に検討されたのは「民俗資料展示・考古歴史建築資料展示・伝統生産技術展示講習・伝統芸能・年中行事展示講習・集会所・喫茶・映画」であった。

その後、旧安藤家住宅主屋の移築が終了した平成10年（1998）に計画の見直しが行われ、「各種講座・演劇・伝統芸能の上演・年中行事等の開催」を行うことが決まった。展示としては、「玄関・ジュウニジョウ・ジュウジョウ・ハチジョウ・内倉の1階を含め、近世の名主家としての展示を中心に行う。ドマ・ミソベヤ・ダイドコロ・ナンド・ヒロマは農家の住まい部分としてそれぞれ生活用具や農耕用具等を中心に展示」することとなった。

現在は、概ね平成10年の計画に則り活用・展示している。しかし、当初は布団や行燈を設えて生活を伝えていたナンドが、現在では本来の機能に則した展示が行なわれていない。また、ヒロマは「綿と糸の会」の活動場所となっているため、本来の部屋の機能を伝えられていない。

内庭は、3月と5月の節句には、人形飾りを庭から見られるようにとの配慮から来園者に開放している。

##### 【旧秋山家住宅土蔵】

計画当初の機能は「民俗資料展示・考古歴史建築資料展示・収集品保存整理」であった。展示テーマは「穀物の貯蔵」とされ、稲を中心とした栽培、道具の展示や、米俵などの展示が行なわれていた。

近年は、俳句の展示や企画展示に使われている。2階は安全への配慮から非公開として、収蔵庫として使用されている。

##### 【旧城田家住宅主屋－登戸道、筏道に面する半農半商家－】

計画当初の機能は「民俗資料展示・考古歴史建築資料展示・伝統生産技術展示講習・伝統芸能・年中行事展示講習・区出版物販売場・収集品保存整理・研究センター・維持管理・受付管理」であった。民家園のインフォメーションとして、パンフレットや園内の情報提供、物品販売、団子などの軽飲食の提供も計画された。展示テーマは「農家の副業～さかやという屋号の家～」とし、酒屋に関する道具を中心として展示が想定されていた。また、その立地から筏師の利用が推定されたことから、中2階には筏師に関する資料展示が行なわれていた。

現在は、2名の公社職員が常駐し、インフォメーション、受付、園内の情報提供、物品販売、団子などの軽飲食の販売を行なっている。

##### 【旧加藤家住宅主屋－農業・養蚕を営んだ専業農家－】

計画当初の機能は「民俗資料展示・考古歴史建築資料展示・伝統生産技術展示講習・伝統芸能・年中行事展示講習・集会所・喫茶・収集品保存整理・収蔵・休憩」とされ、展示テーマは「農家の暮らし～喜多見の一例～」である。北側の下屋は、正面側を鍛冶場、裏側をミソベヤと想定し、

喜多見の野鍛冶師であった、廣田一義氏が作成した様々な道具を展示していた。

現在は、当初の展示テーマに沿って、一般農家の生活に則した農具などの展示を試みているが、かつての暮らしを伝えるには、内容の再検討が必要である。下屋は「藍染めの会」の活動場所となっており、カメラや流しが設置されている。

#### 【旧谷岡家住宅表門】

平成15年（2003）に移築復原された旧谷岡家住宅表門は、民家園敷地の拡張をすることによって復原が実現した。当初計画になかったことから、その位置付けや配置場所の決定は難題であった。検討の結果、正門脇の街道に面する位置に配することで、新たな民家園の顔としての役割が期待された。展示については、当時長屋門で保管していた農具の展示が想定された。

現在は、土間に農具の展示を行い、板間は企画展示室として使用している門扉は、開園時でも常時閉鎖されており（潜戸は常時開放）、イベント時は開門される。

#### 【火の見櫓・消防展示小屋】

当初計画では、展示テーマを「村の消防」として、消防関係の道具や、半鐘などの展示が想定された。

現在はこの展示方針に沿って常設展示が行われているが、活用が不十分である。かつては正月の出初式などのイベントで半鐘を鳴らしていた時期もあったが、現在は使用されていない。

### ○維持管理

#### 【区指定有形文化財を含む園内施設】

区指定有形文化財については、茅の葺き替えや畳の表替えなど、定期的に修繕工事を行い維持管理している。工事に際しては可能な範囲で見学会を実施し、伝統工法の解説などを行っている。文化財建造物の他、付属屋や様々な園内施設の修繕も実施されるが、現時点では文化財の保存活用計画や、園内施設の維持管理水準書などが策定されておらず、維持管理の明確なルールがない状態といえる。

#### 【歴史資料・民具などの収蔵資料】

収蔵資料は、寄贈を受けて年々収蔵数が増加する中で、その取り扱いについて明確な活用計画がつくられてなく、展示計画や破損した際の対応など、方針を定める必要がある。収蔵資料は民家園内に限らず区内数カ所に分散して収蔵されている。民具や歴史資料の収蔵資料保管場所確保と、保管環境の検討が課題として挙げられる。

#### 【畑や里山などの景観要素】

園内の畑では、野菜が栽培・展示され、民家園ボランティアの活動場所として利用している。生垣などは、定期的にメンテナンスされているが開園時にトラックが園内に入り、安全管理が不十分な状況である。里山などの樹木の活用や維持管理が不十分なため、一定の基準が必要である。

#### 【年中行事など】

民家園では年間を通して、「民家園教室」、「年中行事」、「民間暦」といった様々な催しを行なっている。また、世田谷の歴史や文化を紹介する「企画展」と、収蔵資料を紹介する「収蔵資料展」が、それぞれ年に1度開催される。その他にも、「土曜日を楽しもう」や、「民家の伝統技術」、「古民家解説会」などを行なっている。

演劇や伝統芸能の上演については、かつては元日開園の際に、喜多見氷川神社の大黒舞が実演していたが、現在では行っていない。

### 【貸し出し】

主屋の貸し出しについては、近年は実施例がなく、積極的な募集も行っていない。

#### ○各組織の活動拠点

民家園係職員は、公園内の管理棟に事務室があり、管理棟内で休憩や更衣も行う。公社職員は民家園内の作業員詰所を拠点とし、休憩や更衣もここで行う。公社職員は、作業員詰所のほか旧安藤家及び旧加藤家主屋に1人ずつ、旧城田家に2人常駐し、囲炉裏の火の管理や、来園者の案内などを行っている。シルバー職員は、ポンプ小屋の下屋を拠点としている。拠点となる空間が狭いため、作業員詰所で休憩をとることもある。公社職員のロッカーは民具保管庫に置いてある。各組織が使用する物品などは、概ねバックヤードエリアに保管しているが、それぞれの保管場所が混在しており煩雑である。

民家園ボランティアについては、平成10年(1998)にボランティア制度が導入されてから20年余りが経過し、現在では8つの会が活動している。また、いずれかの会を経験した会員で構成される5つの研究会も発足した。各会は、失われつつある世田谷のくらしや生業を伝えることを目指して、各主屋や水屋、庭先などで活動を行う。

いずれの組織も物品を保管しているスペースが園内に散在し、また活動の動線が複雑になっていることが課題として挙げられる。

#### ○他施設との連携

当初計画では、民家園の博物館的活動の一環として、「郷土資料館、岡本公園民家園等、文化施設とネットワーク化し(CATV・映像伝送・シャトルバス等)情報の互換性を図る」ことを目指していた。現在のところ、文化施設との連携は特に実施していない。

区外との連携としては、指定文化財になっている茅葺き民家に類する建造物を所有する都内9つの区<sup>1</sup>が連携して、情報交換や啓発活動等を行っている。

1 足立区・板橋区・江戸川区・北区・江東区・世田谷区・杉並区・練馬区・目黒区



### 第3節 他類似施設の現状把握

本再整備計画の策定において、歴史的建造物等を保存活用する類似の他施設・公園等の現状を理解、把握し、次大夫堀公園民家園が持つ特性や内在する魅力の再認識、及び参考に出来る部分等の抽出、整理を行う。

管理運営面の参考事例として「都立野山北・六道山公園」、水車復元の検討における参考事例として「小平ふるさと村」「府中市郷土の森博物館」「三鷹市大沢の里水車経営農家」の3施設を視察した。

#### (1) 管理運営面参考事例の現況・利活用状況

管理運営面での参考事例である「都立野山北・六道山公園」は、昭和63年に都立公園として開園し、平成30年で30周年を迎えた公園である。現況を以下にまとめる。

表4-4. 都立野山北・六道山公園概要

視察内容	管理運営面の参考事例として
施設名	都立野山北・六道山公園（所管：東京都西部公園緑地事務所）
所在地	里山民家 〒208-0031 東京都武蔵村山市岸 2-32 TEL：042-531-2325 野山北・六道山公園インフォメーションセンター
概要	開園年月日：昭和63年6月1日 開園面積：202.5ha(平成27年5月29日現在) 開園時間：8:30-17:30 休園日：年末年始
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>首都圏に残された「緑の島」都立狭山自然公園の西端にあり、自然の谷戸（丘陵に切れ込んだ谷間）と雑木林を保全した、自然豊かな都立公園で、都立公園最大の面積を有している。</li> <li>狭山丘陵の周辺の民家調査をもとに、江戸中後期の右カッチ喰違四間型で、屋根は茅葺入母屋の民家＝里山民家と、土蔵を新築し、公園の活用施設として利用している。</li> <li>カタクリの群生地やホタルの生息地、里山民家や岸たんぼといった、貴重な里山の風景が広がっており、里山の生活や文化を体験できるほか、ハイキングや野鳥観察、森遊びなど様々な楽しみ方ができる公園。</li> <li>里山民家（現存しない民家を新築復原した主屋）を中心に、里山（畑、田んぼ、湿地帯、谷戸等）を利用しての活動、ボランティア活動が盛んに行われている。</li> <li>指定管理者制度による管理運営が行われている。</li> </ul>

#### 野山北・六道山公園の理念

管理運営の基本理念として、「持続可能な社会に貢献する公園づくり—東京の宝物「狭山丘陵」から SATOYAMA を国内外に発信—」を掲げている。

また、管理運営の方針として、

○都県境を越えた緑の回廊として連なる丘陵地として、自然環境の保全・回復を図る。

○山の自然あふれる丘陵地公園の特性を活かしながら、都民との協働により動植物の生息地の保全に取り組み、自然学習や作業を通じて自然の大切さなどの普及啓発を進める。

とある。

### 野山北・六道山公園の組織

指定管理者制度の下、「西武・狭山丘陵パートナーズ」が野山北・六道山公園の他、狭山丘陵にある狭山公園、東大和公園、八国山緑地、中藤公園の都立5公園を、平成18年4月1日から指定管理者として公園運営管理を行っている。5公園を3つの管理体制「①全体管理」「②公園別管理」「③部署別管理」により業務を実施している。

部署別管理において、公園の維持管理、公園内での都民活動を支える部署や自然環境を保全する部署はもとより、環境解析部や広報部、特にPDCA部として、利用者の意向を把握・分析する部署を設けている。

### 野山北・六道山公園の活用内容・場所

体験施設の中核的な建物として里山民家（主屋）がある。この建物は、現存する民家の移築ではなく、狭山丘陵周辺の民家調査資料を基に、歴史的、風土的なかたちを踏まえつつ、作業施設としての実用性を鑑みて新築した施設である。

この里山民家を拠点施設として、生態系の保全とともに里山の文化や環境の学習、里山における雑木林管理や農作業等の体験を行うとあり、実際、平成29年度時点で、登録ボランティア数は約470名おり、下記項目の多岐に渡る活動が行われている。

#### ○ボランティア活動の項目

「田んぼ」「畑」「雑木林」「自然」「農芸恵み」「民家」「広報」「ボランティアミーティング」「グループ連絡会」「イベント協力」「管理運営協議会」「宮野入保全活用計画検討会」

（参考：「里山民家15年のあゆみ」「ボランティア歳時記」）

### 野山北・六道山公園の利活用状況

『平成29年度管理運営概要 きてみて里山！狭山丘陵』によると、取り組んでいるトピックスとして、5項目が挙げられている。

#### 1. 多様な人々が参加できる公園ボランティア活動の充実

ボランティアは0～80歳まで多世代が活動に参加している。秋祭りでは、初めて公園ボランティアが中心になって実行委員会を立上げ、企画運営を行った。

#### 2. パートナーシップによる湿地保全

様々な団体と協働で湿地の掘削作業を実施。

#### 3. 宮野入保全活用検討会の開催

#### 4. キッズレンジャーの養成を開始

4名の子どもに対して、狭山丘陵の哺乳類に関する学習会を開催。イベント時に来園者へ哺乳類の魅力を解説してもらった。

#### 5. 企業と連携した自主事業の実施

視察当日は、子ども連れの家族など多くの人々が、朝から畑の作業を楽しんでいた。里山民家の中では、手もみ茶体験の活動を実施しており、専門家と共に参加者が皆真剣に茶葉の手もみに取り組んでいた。他にも在来の植物保護の為に、湿地で植生の管理等をしているボランティアにも出会った。田んぼの活動はちょうどはさがけの時期であったが、1000kgものお米の収穫があったとのことで、このお米の収益は、公園の広報グッズの資金等にもなり、新たなグッズで公園

の活動を外に広めて、関わる人を増やすことにつながる仕組みになっている。こういった仕組みも含め、ボランティアは理解して活動に参加している。これら様々なボランティアの活発な活動を支援する為に、「都民協働・イベント部」のスタッフがボランティアコーディネーターという役目を担っている。

なお、ボランティアは活動するにあたり比較的多くのルールがあるという。さらに下記の目標もある。

公園ボランティアの目指すこと

- 里山の美しい風景、文化、多様な自然環境を守り育てます
- 新しい時代の里山像を描き、実践を通して実現していきます
- 活動を通しての人と人との出会い、人と自然との出会いを大切にします

しかしながら、ボランティアの活動を制限している事とは異なり、ボランティア自身が企画書を作成し提案が通れば、事業として活動ができるケースもあるという。実際につい最近活動がスタートしたボランティア活動も紹介があった。

里山民家を中心とした敷地配置図の「附属棟」に、ボランティアボードが設置されている。誰もが近々のボランティアの活動予定を一覧でき、活動を知る窓口としても機能していると考えられる。情報に触れやすい状態にあることが開かれた印象を持たせている。また、北側のゾーンは、事務所棟やボランティア室、シャワー室など、活動の下支えをする為の空間が、里山民家の裏側にまとまって配置されている。



写真 4-15. 里山民家 全景



写真 4-16. 里山民家 室内(座敷)



写真 4-17. 畑はボランティアで朝からにぎわう



写真 4-18. 活動状況が一覧できる掲示



写真 4-19. 手もみ茶体験



写真 4-20. 田んぼでの活動(1000kgの収穫)



写真 4-21. 田んぼの様子



写真 4-22. 湿地

(2) 水車復元参考事例の現況・利活用状況

水車復元の検討における参考例として視察した3施設を以下にまとめる。

表4-5. 水車参考事例視察施設の概要

視察内容		水車設置事例1	水車設置事例2	水車設置事例3
施設名		小平ふるさと村	府中市郷土の森博物館	三鷹市大沢の里 水車経営農家・新車
所在地		〒187-0004 東京都小平市天神町 3-9-1 TEL：042-345-8155	〒183-0026 東京都府中市南町 6-32 TEL：042-368-7921	〒181-0015 東京都三鷹市大沢 6-10-15 TEL：0422-45-1151 内線 3315（三鷹市教育委員会生涯学習課）
概要		開園年月日： 平成5年5月 開園時間： 10:00-16:00 入場料：無料 休園日：月曜日、第3火曜日、 休日の翌日、年末年始	開園年月： 昭和62年4月 開園時間： 9:00-17:00 入場料：300円（大人） 休園日：月曜日、年末年始	開園年月： 平成22年 開園時間： 10:00-16:00(11月-3月) 10:00-17:00(4月-10月) 入場料：200円 休園日：火曜日、年末年始
特徴		<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸初期から中期の建物を復元した開拓ゾーン、江戸後期の建物を復元した農家ゾーン、明治以降の近代ゾーンを配置し、時代を追って見学できる</li> <li>平成21年度から指定管理者として公益財団法人小平市文化振興財団が管理運営を行っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>かつて市内にあった江戸時代から昭和初期の建物8棟を移築・復元しているほか、市内の遺跡で発掘された遺構の復元もしている</li> <li>指定管理者として府中市郷土の森博物館運営グループ(公益財団法人府中文化振興財団・株式会社五藤光学研究所)が管理運営を行っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化5(1808)年頃創設された武蔵野地域を代表する営業用水車・新車(しんぐるま)を公開している</li> <li>かつて実際稼働していた水車であり、「武蔵野(野川流域)の水車経営農家」として東京都の指定有形民俗文化財である</li> <li>水車についてのボランティアガイド(市民解説員)が担当制で常駐している</li> </ul>
水車の運用状況	装置稼働頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>年1回(11月の秋まつり)</li> <li>※通常は水路に水を流して水輪のみ回している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不定期</li> <li>※通常は水路に水を流して水輪のみ回している</li> <li>※子ども社会見学、ボランティア活動での利用時など、その都度申し込みがあれば稼働</li> <li>※約10年前は、毎週末土日に稼働し挽いたそば粉等を販売していた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年1回(10月連休の3日間に特別公開)</li> <li>※開園時間でも、見学者がない場合は、水は停止</li> <li>※見学者が来訪したタイミングで水路に水を流し、水輪を廻す</li> </ul>
	閉園時の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>停止(水路は水が無い状態)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>停止(水路は水が無い状態)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>停止(水路に水は残っている状態で、課題として水輪の水に浸る部分と乾燥する部分への対応を検討している)</li> </ul>
水車に関する設備概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>下流の貯水槽に溜め、ろ過装置を通して上流へポンプアップ(貯水槽入口には落ち葉除け有り)</li> <li>ポンプの稼働はタイマーで自動制御</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>井戸水を利用</li> <li>下流の貯水槽に溜め、上流の「やすらぎの池」へポンプアップし、暗渠で畑脇の水路に放流</li> <li>水車への分流の水輪の直前に水勢を増すため電動装置が水路底面に設置されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道水を貯水槽に溜めてポンプアップ</li> <li>水路が露出している場所に落ち葉除けの設置有り</li> <li>ろ過装置は無し</li> </ul>
位置づけ		<ul style="list-style-type: none"> <li>商用の水車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般農家が持つ水車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>かつて実際に稼働していた商用水車を公開</li> </ul>

更に、3施設内の各水車について、概要等をまとめる。

### (a) 小平ふるさと村の水車

#### 小平ふるさと村の水車の概要

- 構造形式：木造平屋建、切妻杉皮葺
- 建物規模：桁行 2.0 間 (3.64m) 梁間 1.5 間 (2.73m)
- 延床面積：9.93 m<sup>2</sup>
- 工事期間：平成 4 年 7 月～11 月

#### 小平ふるさと村の水車の特徴

- ①水輪：直径 2.72m 幅 570mm (サワラ材) クモ手 (ヒノキ材)
- ②軸 (芯棒)：断面 16 角形 (ケヤキ材)、はねき各 4 本  
軸部との接触部に巻板 (関東特有の軸の摩擦対策でカシ材を使用) を採用
- ③杵：2 本 (クリ材) 1 本の重量約 13~15kg
- ④搗臼 (つきうす)：容量一斗張り (花崗岩製)
- ⑤挽臼 (ひきうす)：一組 (花崗岩製)
- ⑥歯車：寄せ歯歯車 (カシ材)
- ⑦胸掛水車：落差 800mm  
土地が平な小平では、出力を増すために落差をつける工夫をしました。水路の勾配をゆるめたり、作業場を半地下にして、水車の軸を低くし、水車の中程から水を掛けるようにしました
- ⑧海老樋 (えびどよ)：  
用水の落ち口 (ちょうし口) から水輪の外径に沿った部分をいいます。輪との間隔は 10mm で、水を効率よく水受けに入れる仕組みです
- ⑨用水：循環式で、水量は毎秒 10L で水車が回ります

(参考資料 「水車 小平ふるさと村」)

#### 小平ふるさと村の水車の位置付け

本施設の水車は、かつて小平の地域に多くみられた、玉川上水の分水を用いた用水に掛かる水車として位置づけられる。また、水車の規模は大きくはないが、自家用ではなく商売用として利用されていた水車として再現されたと考えられる。

#### 小平ふるさと村の水車の利用状況

通常の開園時は、水路に水が流れ水輪のみを回している。内部の装置部分は軸を外してあり、稼働していない。実際に水車の装置部分が稼働するのは年に 1 回の 11 月に開催される「麦まき日待ち秋のまつり」の時である。

また、水車の外壁が一部開放された形式になっており、水車の機構はいつでも外部から見学が可能であり、内部構造に関心のある来訪者へ配慮されている。

なお、水車の水路の水は下流に埋設された貯水槽に溜められ、上流へポンプアップし再び放流して循環している。循環する水は常時ろ過装置を通るようになっているが、塩素消毒剤を 3 か月に一度職員が投入している。



写真 4-23. 水車遠景 水路上流側



写真 4-24. 水車近景 妻側



写真 4-25. 水車遠景 水路下流側



写真 4-26. 水車機構部分

### (b) 府中市郷土の森博物館の水車

#### 府中市郷土の森博物館の水車の概要

- 構造形式：木造平屋建、切妻杉皮葺
- 建物規模：桁行約 2.5 間 梁間約 2 間
- 竣工年：平成 3 年 3 月

#### 府中市郷土の森博物館の水車の特徴

- ①胸掛水車：水輪の下の水路を掘り込んで落差を設け、回転に勢いをつける工夫をしている
- ②石臼：1 基
- ③竪杵：3 基

#### 府中市郷土の森博物館の水車の位置付け

水車配置については、本施設のゾーニングから明解に理解することができる。郷土の森博物館 HP によれば、敷地全体を府中市の縮図としてとらえた上でのゾーニングであり、敷地の中央を東西に横切るようにあった多摩川の自然堤防を、府中市を南北に 2 分する立川段丘崖（ハケ）に見立て、ハケ上には甲州街道やケヤキ並木といった府中の基幹道路や、その周辺に集まる町場の建築物と畑作農家、雑木林を、ハケ下には水田や稲作農家、水車小屋などを配置している。

水車が置かれているのは、土地の高低差がある立川段丘崖の下（ハケ下）である。用水を上流より迎ると、ハケ下の流れ＝主流の水路からの分水した見立てと思われる用水が、田んぼ付近と

畑に沿って流れている。畑の脇の敷地には、稲作を中心に畑作や養蚕を営んだハケ下の一般的な農家住宅であったとされる旧越智家住宅が建つ。その農家住宅の敷地沿いへと導かれた用水沿いに、水車はある。「一般的な農家もつ水車」の位置づけである。

#### 府中市郷土の森博物館の水車の利活用状況

通常の開園時は、水路に水が流れ水輪のみを回している。内部の装置部分は軸を外してあり、稼働していない。実際に水車の装置部分が稼働するのは、子どもが社会見学等に訪れた時や、活動ボランティアが活動の中で水車を利用したい場合に事前申請をしておき、稼働させている。ボランティアでの活動利用は比較的手軽に対応している様子である。

なお、10年ほど前までは、毎週土日に水車の装置部分を稼働させて、水車で挽いたそば粉等を販売していたという。

また、水車の水路の水は下流に埋設された貯水槽に溜められ、上流の「やすらぎの池」へポンプアップし、暗渠で畑脇の水路に放流している。



写真 4-27. 水車 遠景



写真 4-28. 水車 近景



写真 4-29. 畑沿いを流れる用水（下流に水車）



写真 4-30. 用水付近の田んぼ（写真右方に用水）

#### (c) 大沢の里の水車

##### 大沢の里 水車経営農家・新車の概要

- 構造形式：木造平屋建、切妻鉄板葺き
- かつては、主屋と同様寄棟造り、茅葺き、木造の建物（昭和30年代の写真による）
- 建物規模：不明
- 延床面積：不明
- 改修時期：昭和40年に建物を取り壊し、水車装置の位置はそのまま建て替え



#### 大沢の里 水車経営農家・新車の特徴

- ①水輪：直径約 4.6m、幅 1m、14 個のハコとよばれる部品で円を構成し、それをクモデという支柱で支えている
- ②からくり：「大万力」とよばれる大型の木製歯車が作動し、「繰り出し万力」とよばれる中型の木製歯車等の組み合わせにある、
- ②搗臼：14 本（容量 二斗張り 2 基、四斗張り 12 基）
- ③挽臼：2 台
- ④やっこ篩（ふるい）：2 台
- ⑤せり上げ：2 台

#### 大沢の里 水車経営農家・新車の位置付け

水車経営農家の新車は、他の施設の水車とは異なり、唯一のかつて実際に稼働していた水車である。

三鷹市の西南を流れる野川には、江戸時代に設置された水車がふたつあった。「大車（おおぐるま）」と呼ばれた水車の、200m 下流のところにあるのが、現存する峯岸家の「新車（しんぐるま）」である。「新車」は「大車」の 24 年後の文化 5 年（1808）に新設されたところから名付けられたものである。野川の改修によって水流が変わり、昭和 43 年（1968）に創設から 160 年間回り続けた水車は停止することになったが、水輪が止まっても、八代目の峯岸清氏の手で、水車装置全体が大切に保存されてきた。平成 6 年（1994）4 月に水車・古民家が峯岸清氏から三鷹市に寄贈され、古民家の復元修理が行われた。同年 7 月に主屋が「古民家（峯岸清氏旧宅）」として三鷹市文化財指定。その後、平成 10 年 3 月に、「武蔵野（野川流域）の水車経営農家」の名称で、東京都より有形民俗文化財に指定された。平成 21 年（2009）8 月には、「旧峯岸水車場」の名称で、日本機械学会から機械遺産に認定された。同年の水車稼働整備工事が行われ、現在に至っている。

（参考：「パンフレット：大沢の里 水車経営農家」（三鷹市教育委員会）  
「水車屋ぐらし 武蔵野（野川流域）の水車経営農家生活誌」）

#### 大沢の里 水車経営農家・新車の利活用状況

通常の開園時間中であっても水路の水は回していない。見学者が来るまでは水路の水は止めてあり、見学者が来たときに、職員が操作し水を循環しはじめる。

年に 1 回、10 月の連休で装置を稼働させて 3 日間の特別公開を行っている。この期間は、杵、挽臼、やっこ篩なども動かし、そばや小麦などを挽いているという。

水は野川とは接続しておらず、水道水を利用しており、貯水槽（40t）に貯めて、循環ポンプにより循環利用をしている。水位が足りなくなった分を都度水道水で補給する仕組みである。水の循環にはろ過装置は無く、落ち葉除けのみである。なお、貯水槽を年に 1 回空にして完全清掃を行っている。その際に水も全て入れ替える。

また、施設の来訪者は、常駐しているボランティアガイド（市民解説員）の説明を聞くことができる。このボランティアは市が募集をかけて応募者を募り、規定の講習の修了者で構成されている。ボランティアは名簿上 40～50 名程度で、現在は 20 名程度が活動しているという。

現在稼働している水輪は平成 21 年に取り換えられものだが、水輪は市民の手によってつくら

れた。14個のハコ（水輪のパーツ）とよばれる松材でできた部品があつまり水輪の円を構成している。市民が水車の整備事業に携わるきっかけが出来、これにより市民がこの水車を知り、接点を持つ好機会であったと考えられる。



写真 4-32. 新車 横芯側



写真 4-33. 新車 大樋と粉挽き臼

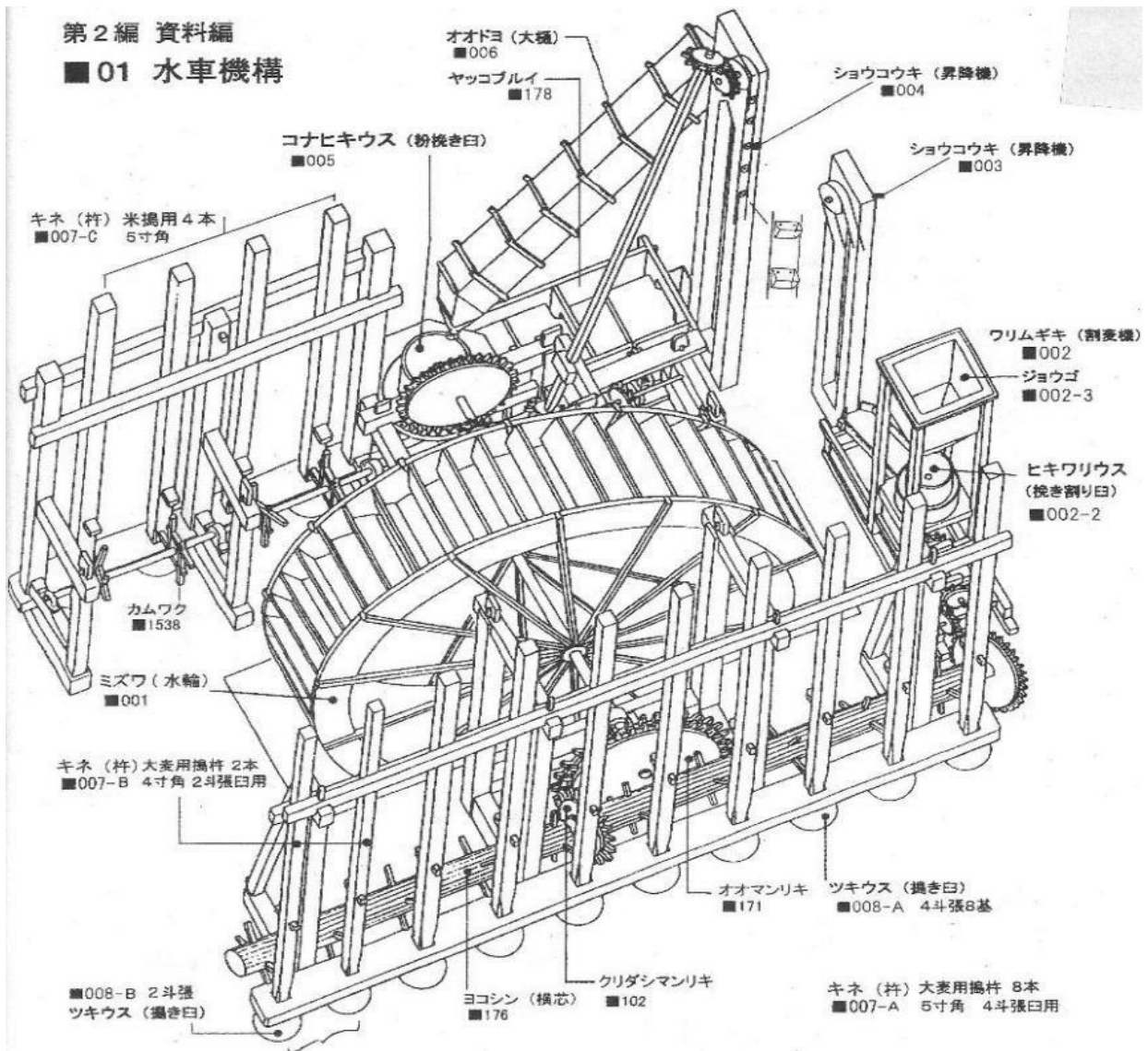


図 4-12. 新車 水車機構



写真 4-34. ボランティアガイドによる説明



写真 4-35. 市民の手によりつくられたハコ（水輪のパーツ）

その他水車の水路・用水参考例

その他、視察対象ではないが、水車経営農家・新車の敷地を出て野川沿いに数分のところに、水輪のみの水車が設けられている。水輪のみであるが、水路の佇まいが好事例と思われた。水際は適度な石の凹凸があり、その石と石の隙間に水際の植物が育ち、人工的な水路でありながら、水際の処理として自然な景観を感じさせるつくりであった。



写真 4-36. 野川沿いに設置された水輪のみの水車



写真 4-37. 水路の様子



写真 4-38. 水路の近景

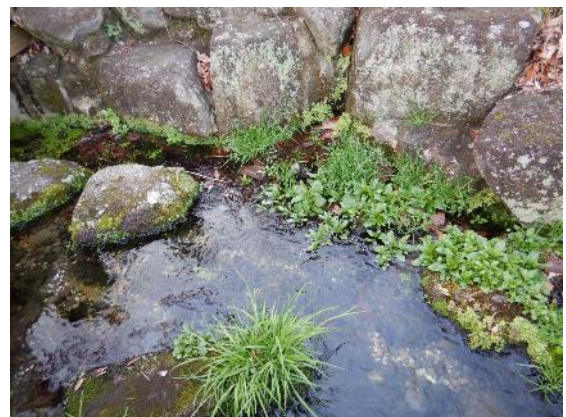


写真 4-39. 水路の近景

## 第4節 課題の整理と解決の方向性

### (1) 理念・方針の整理

民家園は、喜多見に見られる景観要素が取り入れられ、周辺地域の景観との繋がりを意識して整備してきたが、近年では周辺地域の農村景観は急速に失われつつある。また景観の変化だけでなく、宅地化に伴い外部から喜多見に移り住む人が増加する中で、昔を知る人が徐々に少なくなり、かつての暮らしや生業を知る手がかりも少なくなった。こうした変化の中で、民家園の果たす役割は今後益々大きくなると考えられる。

今回の再整備にあたって、新たな文化財の移築復原や拡張用地の整備など、民家園も変化を迎えようとしている。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、国際化への対応、体験事業の充実を図ることが、「世田谷文化財保存活用基本方針」で定められている。

以上より、これまでの理念や方針を踏襲しながら、現状の課題を踏まえ民家園の理念及び方針について整理する。

### (2) 時代設定と対象地域の整理

民家園が再現を図る

時代設定及び対象地域については、「表4-6」の通り資料により異なっているため、今回の再整備にあたって整理を行う。

表4-6. これまでの時代設定と対象地域の設定

出典	時代設定		対象地域	
甞った古民家 第3輯	P27	江戸後期～明治中期	P27	区内西部地区
甞った古民家 第3輯	P32	(展示骨子) 昭和初期	P26	多摩川中流域
甞った古民家 第5輯	—	—	P1	喜多見村周辺
民家園パンフレット	—	江戸後期～明治初期	—	—

### (3) 運営

開園から約30年を経て、日常の維持管理の他、様々な行事や民家園ボランティアの活動が定着し、運営形態が複雑化している。また、発足から約20年を経て民家園ボランティアの活動が活発化し、その在り方や運営についての見直しの必要がある。

現状の課題を解決することに加え、時代の変化とともに、民家園にも新たな展望が求められている。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催をきっかけに、区民や外国人観光客を含めた全ての来園者が楽しめる場の充実も必要である。

また、利用者の意向を把握・分析し、運営に反映させるような取り組みも、今後必要になると考えられる。

- ① 拡張用地（畑）の整備に伴い、農業体験事業を展開するなど、生活（衣食住）に関する体験の充実を図る。また、公園と民家園の運営に繋がりをもたせ、公園内の水田や用水を生かした体験学習の充実を目指す。
- ② 民家園系の業務分担を整理する。
- ③ 民家園ボランティアのあり方と運営についての再検討を行う。また、民家園ボランティアの自主性を促す仕組みづくりを行う。
- ④ 公社及びシルバーへの委託業務について、運営形態の整理と委託内容の再検討を行う。
- ⑤ 各主屋貸し出しについての方針を整理する。
- ⑥ 利用者の意向を把握、分析し、運営に反映させるような仕組みを検討する。

#### (4) 活用・展示

民家園は、世田谷の歴史を実体験として学び、追体験することのできる施設としてスタートした。これからの民家園は、失われてゆくかつての暮らしをより身近に感じ、追体験できるような活用・展示を目指し、活用と展示の方針を定める。方針の検討にあたっては、当初の考えに立ち返り、踏襲すべきことと、変化或いは発展させるべきことを見定めながら進める必要がある。

園内の解説・標示については、景観を崩さないような配慮をしている。また、一般的な野外博物館のように屋敷内に解説板を置かず、資料の配布や解説を行っている。今後は、解説・標示の充実と多言語化を図る必要がある。

- ①新たに計画される建物を含め、各棟の位置付け・機能・ゾーニングを明確にし、活用・展示方針を見直す。
- ②里山、水路、田畑などの位置付けを明確にし、活用・展示方針を見直す。
- ③かつての暮らしをより身近に感じられるような活用・展示を検討する。
- ④解説資料やパンフレットの見直し、多言語化への対応を検討する。

#### (5) 維持管理

区指定有形文化財を含む園内施設の保存・継承についての方針及び、収蔵資料の活用方針を明確にする必要がある。また、現在はほとんど手が入られていない里山についても、そのあり方を見直し、伐採のサイクル、実生や外来種の扱いなどについて維持管理の方針を検討する。

- ①保存活用計画を策定し、文化財建造物の適切な維持管理を行う。また、中長期的な修繕計画を立てる必要がある。
- ②里山などの環境を含めた園内施設の適切な維持管理を行う。公園と民家園を一体として捉え、保全及び継承の方策を検討する必要がある。また、植生や里山の維持管理については、専門家や周辺の教育機関と連携する仕組みづくりを検討する。
- ③収蔵資料について、保管場所や保管方法も含めた、保存活用の方針を定める。

#### (6) 他施設・他部門との連携

第1節に挙げた周辺施設は、それぞれ独自の取り組みを行っている。管轄部署が異なるため、うまく連携が取れていないという現状がある。また、世田谷区文化財保存活用基本方針に掲げられた郷土資料館などとの連携を見据えて、今後は各施設・各部門と連携して活動の幅を広げる必要がある。

- ①郷土資料館及び文化財係と連携した事業の充実を図る。世田谷の広範囲な文化を対象とした調査研究を進め、外部への情報発信も検討する。
- ②他施設、他部門との横断的な事業企画、運営を検討する。デジタルミュージアムの活用を検討する。
- ③区内だけでなく区外他施設との連携により、事業の充実を図る。

#### (7) 地域とのつながり

民家園では、世田谷、特に周辺の喜多見の景観要素を取り入れ、周辺地域との景観の一体化を図ってきた。また、世田谷の暮らしや生業を絶やさぬよう、民家園ボランティアの活動による文化の継承を進めてきた。しかし、近年ではさらに周囲の伝統的な要素が急速に失われている。こ

のような変化の中で、これまで受け継いだ世田谷の「環境」、「屋敷・すまい」、「くらし」、「なりわい」といった伝統を、地域に還元してゆくことが、民家園の新たな役割として挙げられる。

また今後は、失われていく地域の歴史遺産や景観等の保護に繋がる活動についても検討する。さらに、継承者や活動場所の問題を抱える区内の無形文化財へも目を向け、民家園の果たすべき役割を考えてゆく必要がある。

- ①昔ながらの景観要素や伝統行事を地域に発信するなど、まちづくりの拠点として、地域への働きかけができる仕組みを検討する。
- ②無形文化財の活性化を助ける事業の充実を図る。
- ③来園者が「自ら文化財を守る意識」を持てるような啓発活動を引き続き行うものとし、具体的な方策を検討する。

#### (8) 施設整備

- ①次大夫堀における護岸や洗い場の修景的な整備について公園緑地課との連携を図る。
- ②公園東側は多摩堤通りと交差するため、道路下にトンネル（パズルトンネル）が設けられている。公園と民家園との趣旨を一体化して再整備が望ましい。
- ③民家園敷地南西側の隣接地（民間所有）は、都市計画緑地区域に指定されており、公園予定地として想定されている。将来的に拡張する際には、地域との連続性に配慮した計画の策定が必要である。

## 第 5 章 次大夫堀公園民家園再整備基本構想

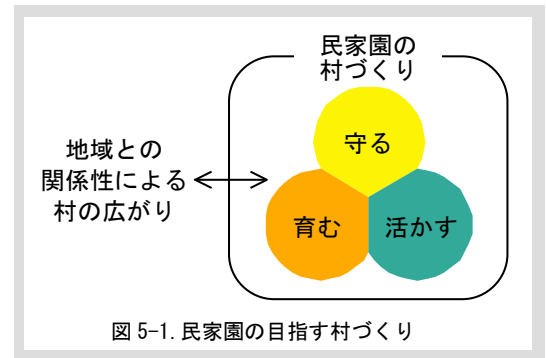
## 第5章 次大夫堀公園民家園再整備基本構想

### 第1節 次大夫堀公園民家園再整備基本構想の考え方

新たな基本理念及び方針の策定にあたって、基本構想策定の主旨や概要（第1章、第2章）、これまでの取り組み（第3章）、現状と課題（第4章）、民家園を取り巻く様々な変化（第3章、第4章）を踏まえて検討を行い、下記の方向性が決定された。

#### （1）新たな基本理念

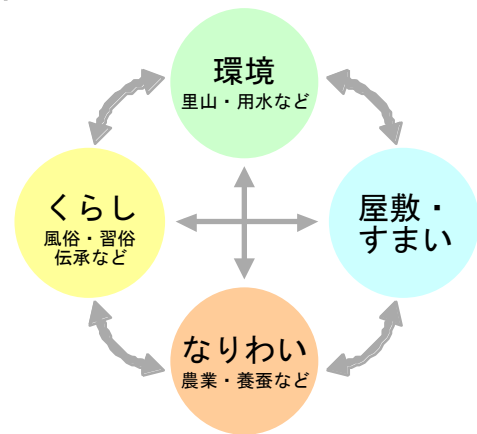
新たな基本理念を「**守り、育み、活かす 民家園の村づくり**」とし、これまで発展してきた基本的な運営理念や修景をベースに、**環境、屋敷・すまい、くらし、なりわい**を構成要素の中心におき、江戸時代後期から昭和初期の世田谷の各地にみられた村を再現する。村はぶらりと訪れる人や自ら何かを創ろうとする人、そのほか民家園に集う全ての人々が主人公になってつくられる。民家園で



は文化財の保存を基本としながら、かつての農村の暮らしを伝えていく。里山や田畑など歴史的環境の中で生活を支える生業が営まれ、そこでの日々の暮らしを送ることができる村をつくることを目指していく。民家園の文化財や環境、そしてそれを取り巻く地域の文化を含めて、守り、育み、活かすことにより村づくりを実現する。さらには、次大夫堀公園民家園の外側にある歴史的環境や風景、伝統行事などとも関連を持ち、周辺地域も包括した、かつての世田谷の風景や住環境を思い起こすことができる仕組み作りを行う。

表5-1. 村を構成する要素

環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用水、水田、畑、里山、道など、くらしに関連した歴史的農村景観</li> </ul>
屋敷・すまい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区指定有形文化財である古民家、付属屋、屋敷林などで構成される屋敷構え</li> </ul>
くらし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村の日常生活（衣、食、住、野良仕事など）</li> <li>・民間暦、民間信仰、年中行事などの習俗</li> <li>・伝統芸能など</li> <li>・農村文化に関する農具、生活用具など</li> </ul>
なりわい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業や養蚕などの諸職</li> <li>・鍛冶や木挽きなどの伝統技術</li> <li>・なりわいに関する諸職の道具</li> </ul>





## (2) 運営の基本方針

### ■ 守る

#### 1. 世田谷区の貴重な歴史的遺産を守る

- ①移築復原した区指定有形文化財建造物（旧安藤家住宅主屋、旧加藤家住宅主屋、旧城田家住宅主屋、旧秋山家住宅土蔵、旧谷岡家住宅表門）及び、本再整備にて移築復原される旧棚網家住宅板倉を加えた6棟を保存する。
- ②上記以外の文化財等（付属屋などの建造物、民具、石造物、史料、職、食、植生など）を保存、継承する。

#### 2. 次大夫堀の水路を核とし形成された公園の水田や農村集落などの景観や環境を保全する

- ①既存流路を活かして復元した次大夫堀（用水）と文化財建造物等で形成した歴史的農村 景観の保全を図る。
- ②これまで形成してきた周辺公園等の環境保全を図る。
- ③地域の歴史的文化の保全を図る。

#### 3. 世田谷の歴史文化の保全、調査・研究に取り組む

建築、景観、環境の他、民家園ボランティアによる農村生活や農村形態の再現、農村内の諸職の継承を行う。また、世田谷の歴史や民俗にとどまることなく、広範囲な文化を対象とした調査、研究に取り組む。

#### 4. 次の世代に継承するため、適切な維持・管理を行う

保存活用計画等に基づいた適切な維持管理、活用を行う。また、収蔵資料についても、保存活用の方針を定めたいうで活用する。

### ■ 育む

#### 1. 民家園の村づくりを通して、世田谷の歴史文化を継承する人を育む

#### 2. 世田谷の歴史文化を守り、活かす場として次大夫堀公園及び民家園を育む

#### 3. 次大夫堀公園を核として、周辺地域の歴史的な景観、環境を育む

### ■ 活かす

#### 1. 公園として活かす

歴史遺産、歴史的農村集落景観等の空間、時間を体感でき、休憩できる場として活かす。

#### 2. 学びと創造の場として活かす

歴史的遺産や喜多見の農村集落文化、郷土を学び継承する場として活かす。

#### 3. 世田谷の歴史的なくらしや、なりわいを体験する場として活かす

村の生活（衣食住）を迫体験できる場として活かす。

#### 4. 世田谷の歴史文化の魅力や文化を伝え、継承していく場として活かす

周辺歴史遺産等との連携事業の展開、周辺公園、同類施設、資料館等との連携、情報共有、配信などを行う。

## 第2節 次大夫堀公園民家園再整備基本構想・計画

### (1) 条件整理

#### (a) 法令上の諸条件

当該敷地に関する現在の法的な制限について、概要をまとめる。

- ・敷地面積（現況） 17,892.65 m<sup>2</sup>
- ・施設の位置づけ、制限 都市公園法第2条に基づく公園施設
- ・都市計画等による制限 市街化区域  
準防火地域  
第1種高度地区  
第2種風致地区、  
地区計画地域、地区街づくり計画区域  
（世田谷西部地域地区計画⑭）  
第1種低層住居専用地域、(2/100+教養施設等10/100、容積率100%、絶対高さ10m、敷地規模の最低限度80 m<sup>2</sup>)  
道路斜線、北側斜線、日影規制、  
緑化地域  
都市計画緑地（次大夫堀緑地）  
埋蔵文化財包蔵地（下野田遺跡）  
土地区画整理事業を施すべき区域（世田谷南部）  
景観計画区域（風景づくり重点区域）

「第4章第2節(2)」において整理した、民家園の施設現況を踏まえ、今後、法的な手続き上の課題や満たすべき条件を整理する。

#### 設計時の留意事項

民家園で建築計画、整備工事に着手するにあたり、検討、確認が必要となる主な留意事項を挙げる。

1. 計画通知他の過去の法的提出内容と現況施設について、申請が必要な増改修が行われる等、変更箇所や相違点の確認
2. 未通知の物置等を撤去する等、民家園内の適法性を確保
3. 新たな計画通知等手続きを行う前段階として、既存状況の適法性について、建築基準法の法12条5項に基づく報告を行う
4. 茅葺屋根である区指定有形文化財旧棚網家住宅板倉の移築復原にあたっては、適用除外申請が必要
5. その他、建物に対する世田谷区の条例や手続きに関する対応の確認（みどりの基本条例、街づくり条例、地区計画、風景づくり条例、ユニバーサルデザイン推進条例、東京都風致地区条例等 ※計画通知前に対応する内容も有り）

現況施設規模での暫定的な建ぺい率、容積率は下記の通り、適法である。

○建ぺい率（法定 50%、基準 40%）：6.65% ≤ 40% 適法

算定式  $952.62 \text{ m}^2 + (331.64 \text{ m}^2 - 93.96 \text{ m}^2) / 17,892.65 \text{ m}^2 = 6.65\%$

※民具保管庫 2 層目の床面積を除いた未通知の延床面積を、建ぺい率算定の基準建築面積に加算して算出

○容積率（法定 100%、基準 80%）：7.15% ≤ 80% 適法

算定式  $(947.97 \text{ m}^2 + 331.64 \text{ m}^2) / 17,892.65 \text{ m}^2 = 7.15\%$

※未通知建物の延床面積を、容積率算定の基準延床面積に加算して算出

なお、民具保管庫については、食に関する体験事業の充実、民家園ボランティアのスペースの確保等に向けた改修工事が構想されている。必要床面積を確保する方法として、建物の 1 階を体験事業の実習やボランティア等スペースに、2 階を民具整理室として主たるゾーン分けをすることが考えられる。

### 公園施設としての留意事項

建築基準法関係規定外では特に、都市公園法及び世田谷区立公園条例上の対応を要する。公園施設の設置に際し、「公園施設設置許可申請書」の手続きがある。申請は年度単位となり、計画内容を協議の上、変更申請又は新規申請のいずれかの扱いで行う。なお、建築基準法の計画通知前に許可申請手続きを済ませておく。

「旧岡家住宅表門（平成 16 年 3 月）」までの申請書は提出されている。申請書類には、民家園の敷地範囲とその面積（次大夫堀民家園：8,251.23 m<sup>2</sup>）が記されているが、都市公園法第四条に関連する建築面積の総計の取扱いについては、公園敷地全体（現状：36,567.24 m<sup>2</sup>）を基準として満たすようにする。なお、施設許可申請書には施設用途区分についての記載が無い為、各施設の用途区分は明らかではない。施設用途区分については「都市公園法解説」に準拠する。

### (b) 管理運営上の諸条件

管理形態の見直しを図る必要があることは、第 4 章第 2 節 (2) に記した。民家園再整備にあたり、その見直しに伴った適切な管理運営体制の構築が求められる。

### 今後の民家園事業において担う業務内容・体制

- 文化財資料の調査・研究・整理
- 民家園ボランティアの活動補助体制（民家園ボランティアの活動支援、団体の取りまとめ等）
- 適切な維持管理を行うことができる専門的な立場の関与（植生やその他の分野）
- 維持管理に関わる三者（民家園係職員と公社職員、シルバー職員）の業務内容

### (c) 整備上の諸条件と必要施設の検討

今回の再整備計画では、敷地南東側の拡張用地を畑として整備することや、区指定有形文化財である旧棚網家住宅板倉の移築復原、水車の



図 5-3. 拡張用地

復元が決定している。また、瓢箪池周囲の広場を民家園内に取り込み、正門と北門を新たに整備する計画がある。(図 5-3)。

平成 29 年(2017)に策定された『世田谷区文化財保存活用基本方針』では、重点取り組みとして、「畑を活用した農業体験事業の展開」、「外国人向けの体験事業の検討」、「民家園での生活(衣食住)体験の充実」を挙げており、そのための施設整備も必要となる。

上記の新たな整備条件や、「第 4 章」で挙げた現状の課題を踏まえて、今回の再整備事業で必要となる機能と施設整備項目を「表 5-5」にまとめる。

設備としては、旧棚網家住宅板倉が茅葺屋根であることから、放水銃などの防災設備の整備が必要である。また、水車の復元にあたって、水路やポンプなどの設備整備が必要となる。それぞれの施設整備内容については、設計段階で詳細の検討を行う。

表 5-5. 必要機能・施設整備項目

	整備条件	必要な施設整備(想定)	留意点
公園	・ 植栽帯などで分断された公園の景観に一体感をもたせる	・ 歩道の植栽帯の再整備	
	・ 公園と民家園の境界フェンスを見直し連続性をもたせる	・ フェンスの撤去 ・ 植栽帯の再整備	
	・ 里山としての修景	・ 植栽の整備	
	・ くつろげる場所の整備 (瓢箪池広場が民家園敷地となり、閉園時に使用できなくなるための代替案)	・ ベンチ等の設置	
	・ 体験学習の充実	・ 多目的広場の整備 ・ ベンチ等の設置	公園と民家園の連携
	・ 豊かな生態系の実現	・ ビオトープの整備	
	・ 管理棟の出入口付近の整備、動線整理	・ 植栽帯などの再整備 ・ 職員出入口の見直し	
	・ 大型バスの駐車場利用の円滑化	・ 警備員詰所の再整備(位置変更)	
	・ 案内表示	・ 案内表示の再整備	
民家園	・ 南東側拡張用地の整備	・ 畑としての整備 ・ 納屋の新築 ・ 農具の保管場所として	類例調査が必要
	・ 瓢箪池周辺を園内に取り込むための整備	・ 新たな敷地境界に侵入防止のための植栽帯を新設 ・ 正門の再整備 ・ 北門の新設	防犯カメラの設置検討
	・ 新インフォメーションの整備	・ 旧谷岡家住宅表門周辺の園路、植栽の再整備	
	・ 南西側拡張用地の整備	・ 未定	敷地獲得時期: 未定

	整備条件	必要な施設整備(想定)	留意点
民家園	・ 区指定有形文化財 旧棚網家住宅板倉の移築復原	・ 板倉の復原(保管部材を用いた復原)	園内での位置付け、ゾーニングに配慮
	・ 水車の復元	・ 水車の復元 ・ 水路の整備 (臼などの内部施設は今後検討が必要)	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食と農に関する体験学習の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民具保管庫の改修                      &lt;必要機能&gt;                      - 作業スペース                      (体験、講習、調理実習など)</li> <li>- 食事スペース</li> <li>- 休憩スペース</li> <li>- 收藏・学芸スペース</li> <li>- ボランティアの更衣休憩スペース</li> <li>- ボランティアの物品保管場所</li> <li>- 收藏資料の保管場所</li> <li>- だれでもトイレ</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公社、シルバー、ボランティアの活動拠点、備品保管スペースの整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物置の新築                      &lt;必要機能&gt;                      - 物品保管場所                      (イベント用、維持管理用)</li> <li>- シルバーの更衣休憩スペース</li> </ul>	

(d) 活用上の諸条件

「第4章. 課題の整理と解決の方向性」を基に、各棟の位置付けと今後の活用・展示方針について見直しを行った。以下の内容は、「表5-4」にまとめた。

【各棟の位置付けの見直し】

当初計画では各主屋の歴史に重きを置き、屋敷構えについては可能な限り各家の屋敷配置の再現に努めた。特に、旧安藤家は明治時代初期の屋敷配置の再現を試み、倉や表門、外便所などを配置した。しかし現況は、主屋の西側に作業員通路が設けられ、通路の西側はバックヤードとして機能しており、通路によって屋敷地が分断されている。旧城田家と旧加藤家は、元々の屋敷配置について不明な点が多く、再現には至っていない。屋敷地の規模をみても、旧城田家は民家園の敷地的な条件から、本来の屋敷地の規模とは異なっている。このような現状を鑑みて、各主屋の位置付けは、個々の家の歴史に重きを置くのではなく、区内の一般的な名主家、専業農家、半農半商家として位置付けることとした。とはいえ、各家の歴史については展示や解説によって伝えてゆく必要があるだろう。また、各主屋の位置付けを見直すにあたって、今後は区内の各階層の類例調査を継続的に実施し、屋敷構えを充実させていく必要がある。なお、旧秋山家住宅土蔵に関しては、名主家の付属屋として位置付け、「名主家の穀倉」とする。

明確な位置付けがされていなかった旧谷岡家住宅表門は「村役人の長屋門」とする。火の見櫓及び消防展示小屋については、「街道に面した火の見櫓と消防小屋」とする。

【村の名主家（旧安藤家住宅主屋）】

明確な展示テーマが定められていなかったため、新たに「名主家のくらし」とした。引き続き近世の名主家としての展示と、農家としての展示を行う。

今後は、表門、中門、庭、水神様、井戸、高札場などを含めた、屋敷地全体としての活用・展示を考える必要がある。

【名主家の穀倉（旧秋山家住宅土蔵）】

展示テーマは変わらず「穀物の貯蔵」とし、当初計画の通り、俵など穀物に関連したを展示を行う。近年では、様々な博物館で体感型の展示が見られるが、民家園でも俵の重さを体感するなど、体感型の展示も検討する。また、旧安藤家には内倉があることから、外倉と内倉の違

いや使い分けについても解説することができる。旧安藤家の倉はどちらも、来園者の安全に配慮して、2階は非公開としているが、貯蔵や収蔵の様子を下から覗けるような仕組みを検討する。

#### 【登戸道、筏道に面する半農半商家（旧城田家住宅主屋）】

これまで通り「農家の副業～さかやという屋号の家～」を展示テーマとする。「第4章」で述べた通り、旧城田家には多くの機能が集中していることから、見直しを行った。

インフォメーション及び受付機能は見直しを行い、本来の半農半商家としての展示を充実させる。また、今後は区内の類例調査を進め、店構えや展示手法を見直す必要がある。現在は土間にカウンターを設置しているが、展示手法の見直しに伴い、現在行っている書籍や物品の販売についても、今後検討が必要である。

#### 【農業・養蚕を営んだ専業農家（旧加藤家住宅主屋）】

展示テーマは変わらず「農家のくらし～喜多見の一例～」とし、農具の展示を継続して行うが、展示場所の見直しを行う。課題となっているミソベヤでの「藍染めの会」の活動については、早急の対応が難しいことから、将来的に別の場所に移すことを検討する。

#### 【村役人の長屋門（旧谷岡家住宅表門）】

これまで明確な展示テーマがなかったこと、正門の設置条件によって動線から外れていたこと、歴史的な再現として門扉を通常閉じていたことなど、条件と現状の問題点を整理し、展示・活用方針の見直しを行った。

今回の再整備により、瓢箪池を園内に取り込み、正門付近を拡張することによって、園内に再現している街道（既設園路）と表門との関係がより明確になり、他に旧安藤家住宅表門（薬医門）が再現されていることことから、江戸時代の村役人の門構えを一体的に伝えることが可能である。

このことから、展示テーマを「街道筋の門構え」とし、村における門構えを伝えるだけでなく、村の往来に関する資料の展示なども想定することができる。

機能としては、門扉の開閉や来園者の動線などを検討することで「村の職人ゾーン」（図5-5）への導入ゲートとして想定することができる。また旧城田家における受付機能と併せて見直しをはかり、新しい情報提供の場（インフォメーション機能）のひとつとしても検討する。

#### 【街道に面した火の見櫓と消防小屋】

展示テーマはこれまで通り「村の消防」とするが、常設展示と活用についての見直しが必要である。

#### 【管理棟】

引き続き「多摩川と次大夫堀」を展示テーマとする。展示の内容や、展示手法の見直しが必要である。施設面では、見通しが利かず来園者にとって入り難い雰囲気となっていることから、出入口付近の植栽を整備するなど、誰もが入りやすい開けた空間の演出が必要である。また、来園者と職員の動線が重なることから、動線の整理が必要である。

#### 【旧棚網家住宅板倉】

旧棚網家住宅板倉については、平成27年度(2015)に復原計画を策定しているが、拡張用地取得が決定したことなど、当時とは条件が異なるため、既存建物の位置付けや園内のゾーニングを踏まえて再検討を行う。旧棚網家住宅板倉と水車の検討案については、本節の「(4)基本計画」参照。







### (2) 次大夫堀公園全体のゾーニング計画

平成22年に策定された「次大夫堀公園整備構想」では、次大夫堀上流域の国分寺崖線沿いに見られた谷戸田とそれを取り巻く里山を「里山ゾーン」としている。武蔵野の田園風景を再現した中流域を「水田ゾーン」、水田の下流を「水路ゾーン」としている。また、管理棟や駐車場のエリアを「管理・駐車場ゾーン」としている。(図5-4)本構想においては、体験学習のために新たに整備する駐車場南東側を「多目的広場」と位置づけた。

### (3) 次大夫堀公園民家園のゾーニング計画

各屋敷のある園の中心部を「古民家ゾーン」とする。なお、旧安藤家の屋敷地範囲は西側の作業員通路までとなる。敷地範囲が再設定されたことによって、作業員通路は安藤家脇の氷川神社へ続く道として意味づけられる。通路を隔てた西側の、作業員詰所やポンプ小屋の周辺は「バックヤード」とする。

里山とハラッパの周辺は「里山ゾーン」とし、その東の拡張用地を「農作ゾーン」と位置付けた。「農作ゾーン」に畑を整備することで、食と農に関する事業に役立てる。民具保管庫周辺は、以前は「展示活用施設ゾーン」としていたが、今後は「村の職人ゾーン」として民家園ボランティアの活動拠点とする。民家園敷地に取り込まれる瓢箪池とその周辺を「村の入口」とすることで、水路沿いに開けた農村風景が来園者を迎える。(図5-5)









(4) 基本計画 (参考)

(a) 旧棚網家住宅板倉の概要

(引用：「区指定有形文化財旧棚網家住宅板倉の復原計画策定委託 業務報告書(平成27年度)」)

旧棚網家住宅板倉(以下、板倉)は、平成2年(1990)に棚網家から世田谷区へ寄贈されたものである。平成2年(1990)12月6日から同年12月12日にかけて解体され、部材は世田谷区宇奈根考古資料室に保管されている。板倉は明治44年(1911)頃に建築されたと推定される穀倉で、規模は梁間2間、桁行3間で、草葺き寄棟造り平入りの建物である。平成26年には、区指定有形文化財(建造物)に登録・指定された。



写真 5-1. 解体前の板倉正面(西面)をみる  
(写真：世田谷区所蔵)

登録・指定の理由は以下の通りで、復原にあたってはその価値を保存する配慮が必要である。

- ① 板張りの穀倉を配置する農家の屋敷構えを理解する上で重要な建造物である。
- ② 出桁という部材により、壁面より軒先を大きく張り出した構造が特徴的な建物で、区内では他に類例を見ない稀少性をもつ。
- ③ 当地方では広く普及していた麦稈葺き屋根を持ち、地域の生活文化を伝える建造物として貴重である。

棚網家

- ・棚網家は、旧世田谷村(旧字 宇山。現在の世田谷区桜丘)の一般的な農家であった。

板倉の配置

- ・東面して建つ右土間の主屋に対して、前庭を挟み、西面して板倉が建っていた。

板倉の使われ方

- ・穀倉として使われていた(口伝による)。  
どの様な穀物をどの様な状態で貯蔵していたかは分かっていない。
- ・軒下を農作業、農具置き場等に利用していた(口伝による)。

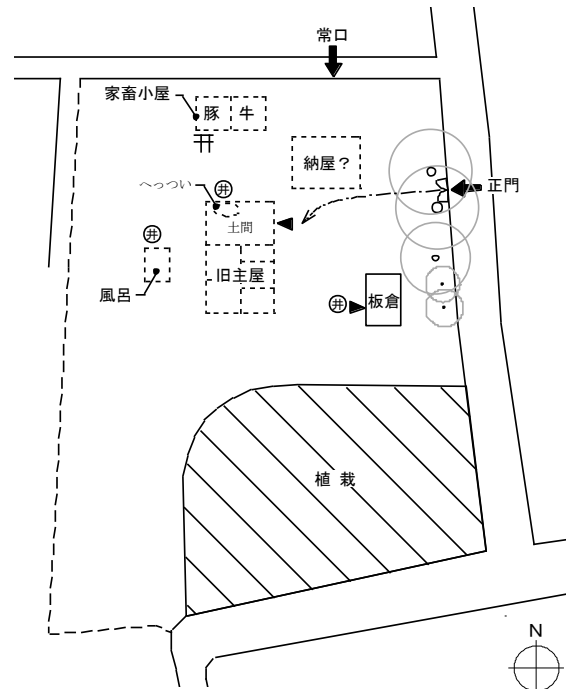


図 5-6. 旧棚網家復原配置図 昭和35年以前  
(現当主、棚網基己氏の記述を基に作成)  
「旧棚網家住宅板倉復原調査報告書」より

## (b) 世田谷の水車事情

(参考：『企画展 粉屋の記憶－水車と火車－』平成22年発行)

### ①水車の分布と種類

世田谷では、入間川・野川・丸子川水系や谷沢川が多摩川に注ぎ込み、湧水河川には谷戸川や呑川・蛇崩川・九品仏川などがある。用水では、多摩川から取水した六郷用水や玉川上水の分水に烏山用水・北沢用水・三田用水があり、世田谷のほぼ中央を貫通する品川用水があった。これらの河川や用水には多くの水車が設置されていたことが分かっている。

明治30年(1897)、東京府によって作成された「水車台帳」(『近代東京の水車』所収)からは、概ね明治期まで世田谷に存在した水車を詳細にみる事ができる。これによると、世田谷の水車のおよそ半分が挽臼を備えた粉挽き水車(製粉業)で仙川に設置された水車が最も多く9基、次いで北沢・烏山両用水に7基、六郷用水・丸子川水系には3基、品川用水に2件である。中には水輪の直径が2丈6尺(約7.8m)にもおよぶ、搗臼46台、挽臼7台を設置した大規模経営の水車もあった。

粉挽き以外の水車で最も多いのは精穀用(精米・精麦)の水車である。粉挽き用の水車にも挽臼は備わっていたが、精穀を専門とした水車は22基あった。北沢・烏山両用水地域には粉挽き水車同様に精穀水車も多い一方、仙川地域には精穀用水車が極めて少ないのが特徴的である。また、他に「木綿撚掛器」、「製綿器」、「烟草器」を備えた水車が見られる。

### ②史料にみる粉挽き水車

史料よりひも解くことができる世田谷の水車は、『上水記』(寛政3年(1789))にある代田村百姓幸右衛門が所有する水車で、破損したため1年間休止した後、安永8年(1779)から天明元年(1781)にかけて再び「水車稼」を行うことを許されている。このことから少なくとも天明年間には世田谷で水車が稼働していたことが分かる。その後の水車の所在を表す史料には、文化12年(1815)の「喜多見村地誌書上」(「広田家文書」)や文政13年(1830)に完成した『新編武蔵風土紀稿』などがあり、世田谷の各所に水車があったことが分かる。また、水車は名主や年寄のような上層階級だけではなく、一般庶民の身分でも所持できるものだった。

さらに、大蔵村では天保14年(1843)、農間渡世10人のうち3人が水車稼ぎを行っていた(「田中家文書」)。その後安政7年(1860)には「水車渡世」5人が小麦を買い入れ粉挽をしており(「井山家文書」)この頃すでに小麦粉の製造を行っていたことが分かる。慶応4年(1868)の「水車取調書上」(「大場家文書」)には大蔵村の水車稼人が調査され、名主安藤六右衛門以外の3台の水車はいずれも「乗合持」として数名共有で水車を持ち、経営していたことが分かる。

東京府は明治30年(1897)に「水車業規則」を制定する。この規則は水車の設置・廃止・位置や種類、水輪などの概要や河川・用水の使用などについて届出を義務付けたものである。これに基づき東京府管轄の各市町村から届出書が出され「水車台帳」が成立した。この規則以前には、水車経営の期限を5か年間と定め、その都度免許を得るものだった。

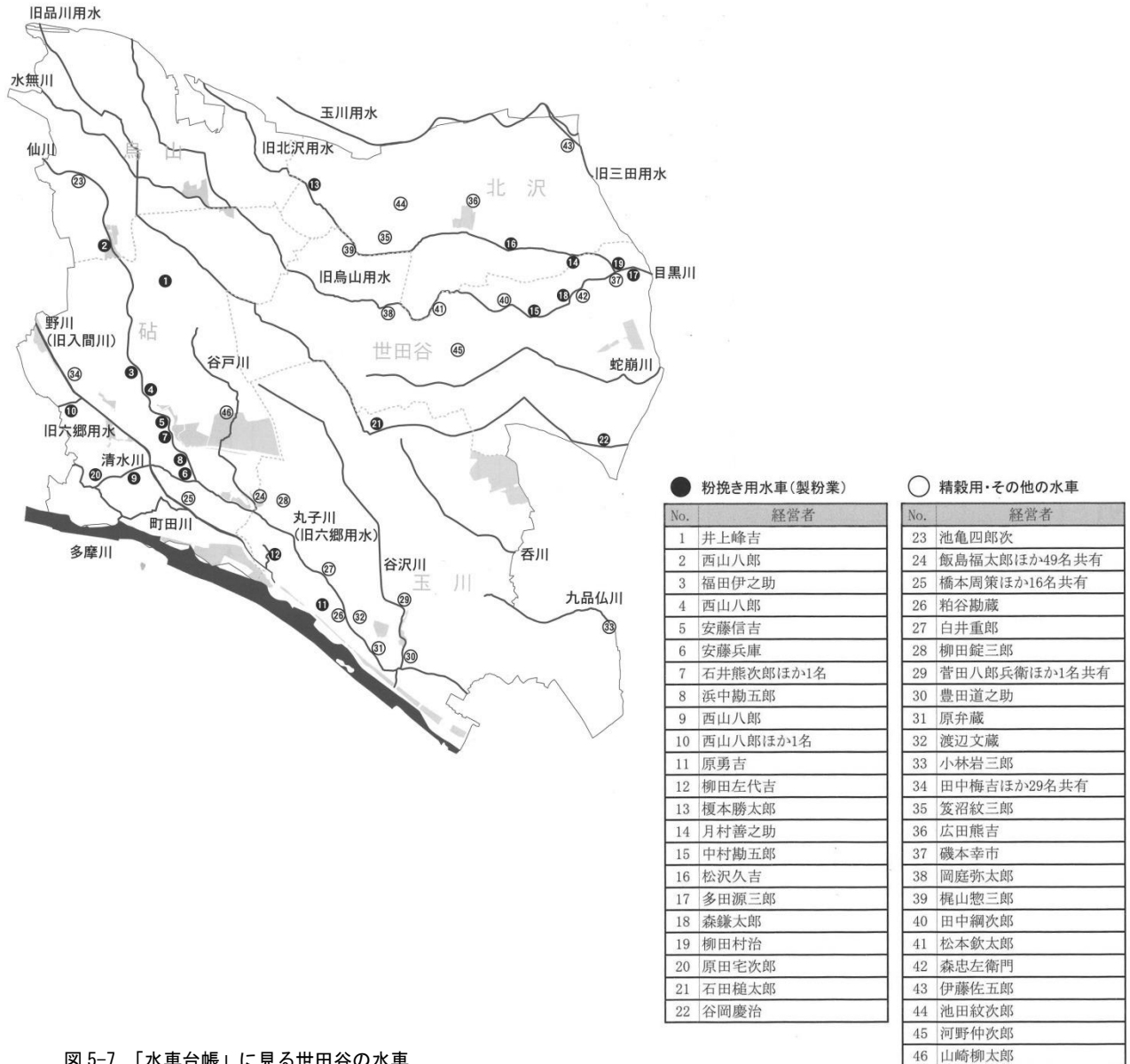


図 5-7. 「水車台帳」に見る世田谷の水車

水車は、農作物を加工する等動力を担うもので、生活と密接な関係があり、かつて世田谷にも多数存在していた。今後、復元計画を具体的に進める際には、水車の規模や装置内容の設定、修景的な位置づけなど、下記の課題について十分な検討が望ましい。なお、民家園の土地高低差条件を鑑みると下掛けの形式が前提となる。また、復元にあたっては、製粉、製穀の区分も明確としたい。

**課題**

- 世田谷区及び喜多見地域にあった水車の事例資料の収集
- 位置付け
- 修景再現の方法
- 水路の整備方法



(c) 旧棚網家住宅板倉復原の配置検討

旧棚網家住宅板倉は、報告書「区指定有形文化財旧棚網家住宅板倉の復原計画策定委託 業務報告書(平成27年度)」にて一度配置検討がなされている。今回の再整備基本構想において、民家園再整備の理念、管理運営方針、復原後の活用の可能性等と照らし合わせ、「イ案：農家(旧加藤家屋敷)」及び「ロ案：名主家(旧安藤家屋敷)」として、以前の検討内容を基にしつつ諸条件の再設定をし、改めて内容を見直した。

表 5-6. 棚網家住宅板倉の配置検討

項目	イ案	ロ案
復原場所	農家(旧加藤家屋敷)	名主家(旧安藤家屋敷)
社会的階層	・棚網家同様一般的農家	・名主・農家
復原年代	・旧棚網家住宅板倉復原時期と同じ明治期	・旧棚網家住宅板倉復原時期と同じ明治期
展示活用機能面	・穀倉 (軒下：農作業場、小屋裏：材料置場)	・穀倉 (軒下：農作業場、小屋裏：材料置場)
棚網家として	・棚網家の屋敷配置に近い復原が可能(主屋との位置関係、方位)	・棚網家の主屋、板倉との位置関係、方位が異なる
各家として	・加藤家としては穀倉の存在は確認されていない ※穀倉としての機能を担う何らかの場、付属屋等があったと推測される	・移築想定位置の建物は草葺屋根の納屋 ※穀倉としては、土蔵造りの外倉が敷地南中央に建っていた
民家園屋敷整備方針として	・世田谷の一般的農家の屋敷配置として付属屋(穀倉)が整備、再現される	・安藤家が最も隆盛していた明治期の屋敷の再現に近づく(「大蔵樋川神社奉納絵図」による) ①屋敷内の付属屋が機能面、意匠(配置)面で整備される ※機能面→穀倉(土蔵造りの外倉が担っていた) ※意匠面→草葺屋根の木造建築(納屋) ②敷地南西へ移築復原することで、旧安藤家屋敷地が充実する
	・穀倉、畑、田んぼを整備することで、ハラッパ、里山を含めた世田谷の原風景が再現される	・役宅であり、農家でもあった名主屋敷安藤家の農家としての一面が再現される
課題	・園内で最も利用頻度の高い前庭が狭くなることで、今後の様々な活動に影響を及ぼすことも考えられる。 ※屋敷外の畑が縮小する ※旧加藤家の屋敷範囲の見直しが必要	・主屋、作業員詰所との距離が近い ・前庭が狭くなる

(d) 水車復元の配置検討

水車の配置検討である。民家園のゾーニング計画や地形との関係性、水車を実際に建てられる設置スペースの確保や工事可否など現実的な条件を考慮して、3案が挙げられる。

表 5-7. 水車の配置検討

項目		A案	B案	C案
復元場所		村の入口	里山ゾーン	名主家 (旧安藤家屋敷)
位置付け		「次大夫堀の分流にある水車」の再現	「里山から流れる用水分流の水車」の再現	「江戸～明治期の旧名主家にあった水車」の再現
効果が見込める点		<ul style="list-style-type: none"> <li>・村の入口に在る水車として、シンボリックな存在となり、集客増にもつながる可能性有り</li> <li>・公園散策者にとっても、水の流れる音や景観など五感に訴えやすい</li> </ul>	/	/
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・かつての村での水車の使い方・水車と水田との関係・水車と次大夫堀との関係を伝えることができる</li> </ul>		
整備工事面	水車の整備面	・小型水車を想定	・小型水車を想定	・大型水車となる
	水路・池等の整備面	・既存水路(分流水路と瓢箪池)の改修が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設水路の整備が必要</li> <li>・旧加藤家井戸の水を利用可能か確認が必要</li> </ul>	・既存水路(分流水路と瓢箪池)の大規模な改修が必要
水量・流量の対応		・流量が少ない為、強制的な設備設置が必要	・流量が少ない為、強制的な設備設置が必要	・流量が少ない為、強制的な設備設置が必要
検討課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「村の入口」ゾーンの活用と合わせた、動線等(出入口含む)の検討が必要</li> <li>・水車の位置づけ(共同水車)、活用の検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修景再現的な意味づけ、裏付けなどの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「村の入口」ゾーンが狭くなるので、北門の出入口が確保しにくく、動線等の検討が必要</li> <li>・名主家の屋敷範囲の再設定が必要</li> </ul>

(e) 旧棚網家住宅板倉と水車の組み合わせによる配置検討

上述の(c)(d)の配置検討は、旧棚網家住宅板倉復元のイ・ロ案、及び水車復元のA・B・C案について、各々単体で考えた際の比較検討としてまとめている。旧棚網家住宅板倉と水車が共に、整備されるのであれば、民家園全体や公園などより俯瞰的に捉え、その他の場や施設が相乗的に機能して活用されることを想定し、旧棚網家住宅板倉と水車をもたらす意義や効果がより高いと見込まれる計画であることが望ましい。

旧棚網家住宅板倉のイ・ロ案と水車A・B・C案の組み合わせは、合計6通りあるが、その内、組合せの配置案は3パターンに絞ることができる(図5-8.9.10)。

仮に、ロ案の「名主家(旧安藤家屋敷)」に旧棚網家住宅板倉を復原する場合、その目的は「名主家としての屋敷構えの充実」であることから、その目的を充足する為には、水車も同様に名主家に復元することが最も適切な組合せである。

一方で、イ案の「農家(旧加藤家屋敷)」に旧棚網家住宅板倉を復原する場合には、水車がC案名主に配される必然性が薄い。よってA・B案のいずれかとなる。以上3案の組合せを、A-1・A-2・B案として、比較検討内容を「表5-8」にまとめる。なお、今後の基本設計段階で引き続き、更に詳細な検証が実施されるべき内容である。

表 5-8. 旧棚網家住宅板倉と水車の配置検討

項目		A-1案	A-2案	B案
配置	旧棚網家住宅板倉	イ案： 農家(旧加藤家屋敷)	イ案： 農家(旧加藤家屋敷)	ロ案： 名主家(旧安藤家屋敷)
	水車	A案： 村の入口	B案： 里山ゾーン	C案： 名主家(旧安藤家屋敷)
組合せによる効果		<ul style="list-style-type: none"> <li>農家のくらしとなりわいについて、屋敷地を含めた農作業、保管、加工等、一体的な活用が可能</li> <li>村としての生活再現の充実につながる</li> <li>水車と板倉の関係性は少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村としての生活再現の充実につながる</li> <li>屋敷地(主屋-土間-前庭-板倉)-用水-水車-畑-里山が連続する事で、くらしとなりわいの密接した関係が見えやすくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名主家(旧安藤家屋敷)としての構えの充実につながる</li> </ul>
活用方針	旧棚網家住宅板倉	・食に関する作業(農作業、天日干し等)を行える場の充実	・食に関する作業(農作業、天日干し等)を行える場の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>役宅であり農家でもある、二面性を伝える</li> <li>作物、製粉等の保管</li> </ul>
	水車	・用水と人のくらしの関わりを伝える	・用水と人のくらしの関わりを伝える	・名主家で行われた、製糸業を生業とした生活再現

「A-1案」

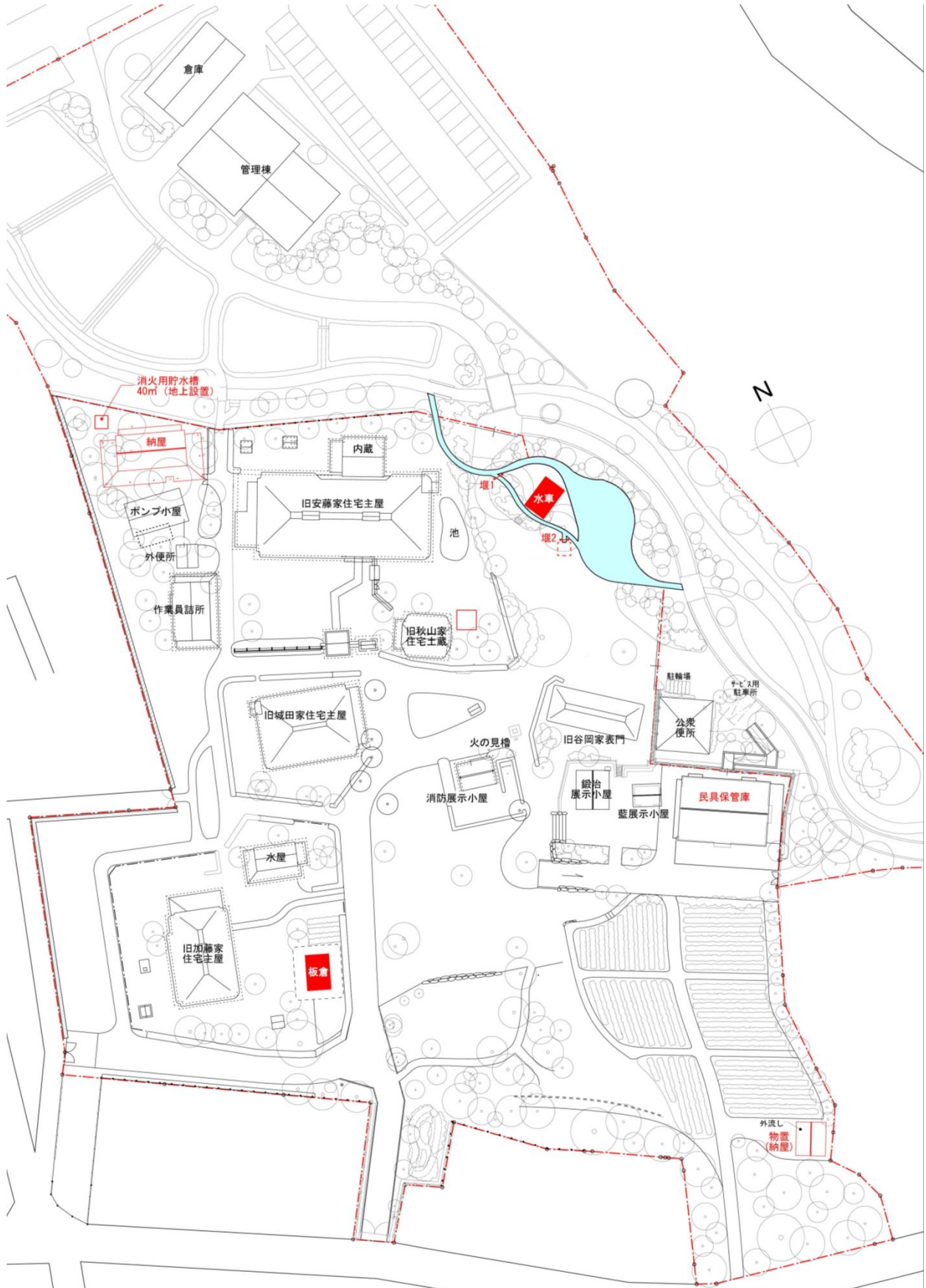


図5-8. 次大夫堀公園民家園 板倉・水車復原配置案 [A-1]

「A-2案」

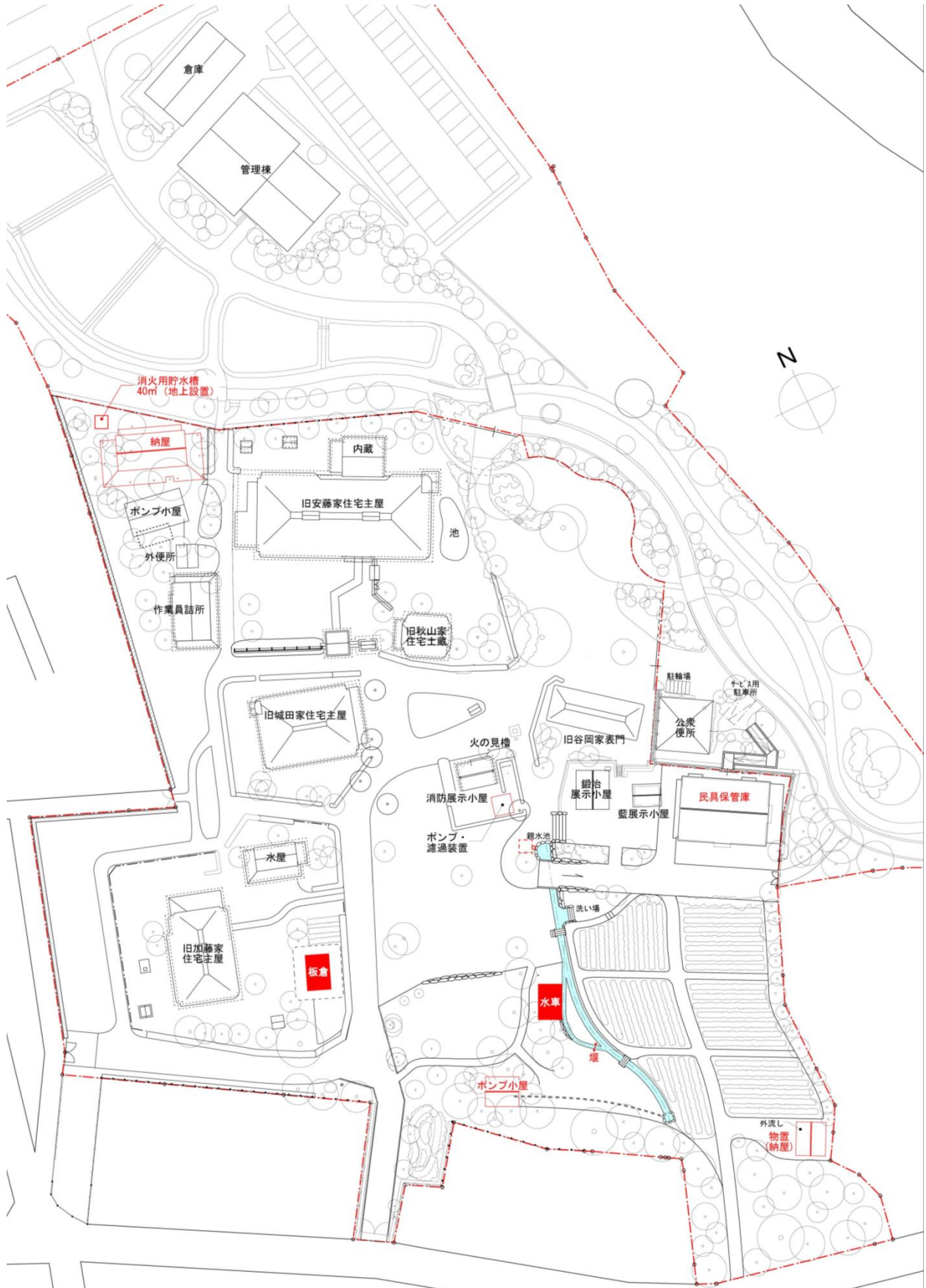


図5-9. 次大夫堀公園民家園 板倉・水車復原配置案 [A-2]

「B案」

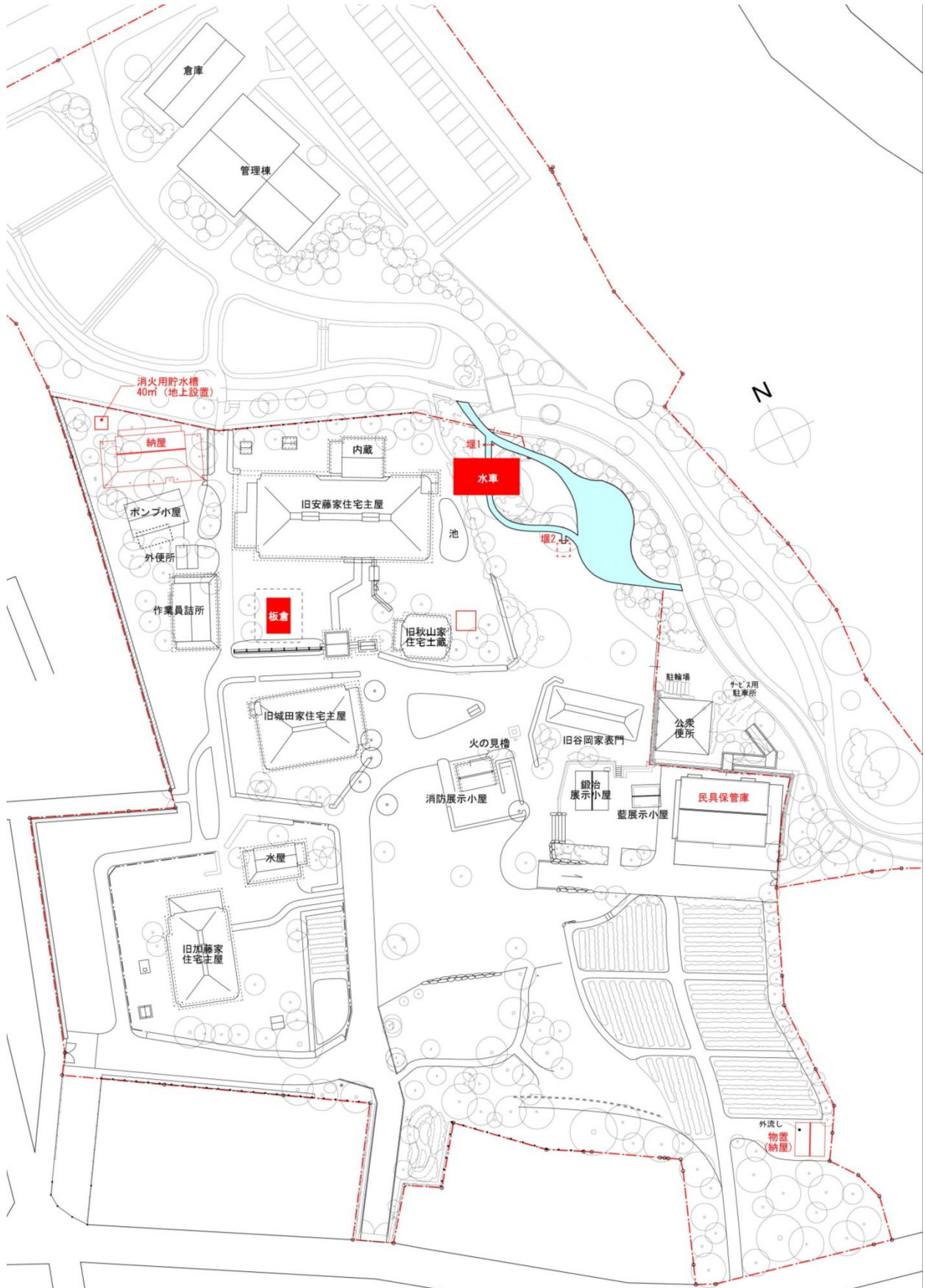


図5-10. 次大夫堀公園民家園 板倉・水車復原配置案 [B]

(f) 計画図

【旧棚網家住宅板倉】

建築面積：39.66 m<sup>2</sup> / 延べ面積：19.83 m<sup>2</sup>

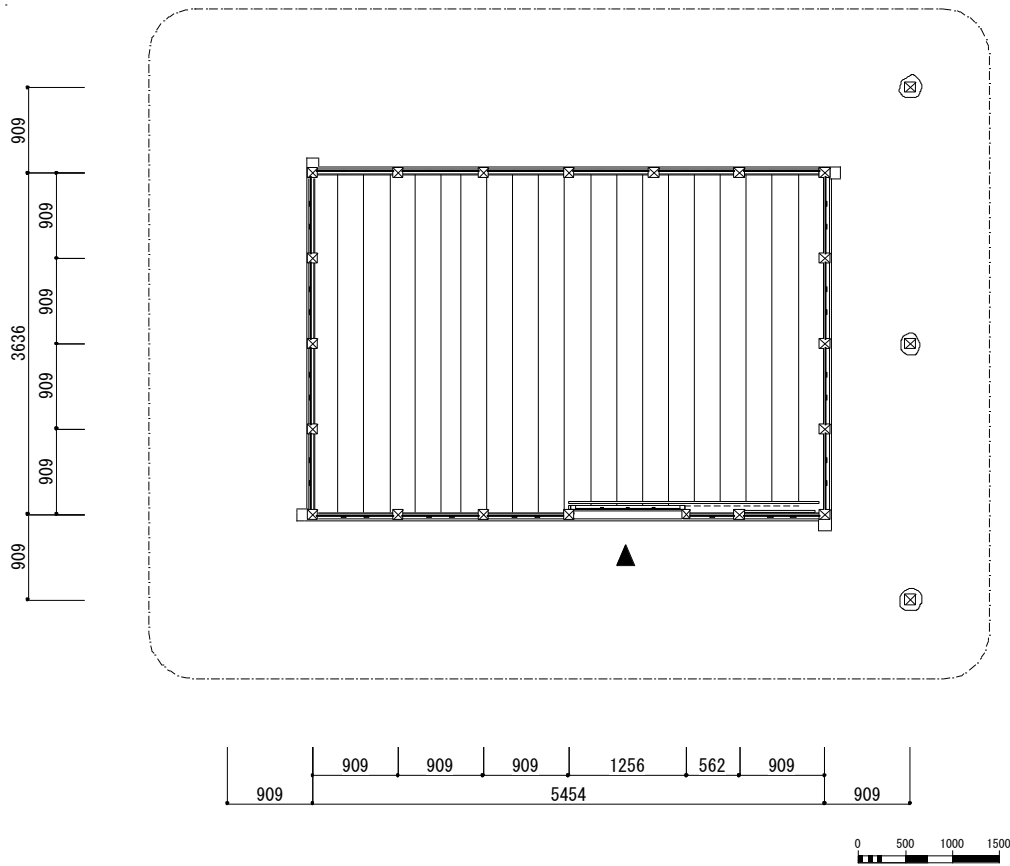


図 5-11. 旧棚網家住宅板倉平面図

【水車（参考）】

建築面積：約 12 m<sup>2</sup> / 延べ面積：約 10 m<sup>2</sup>

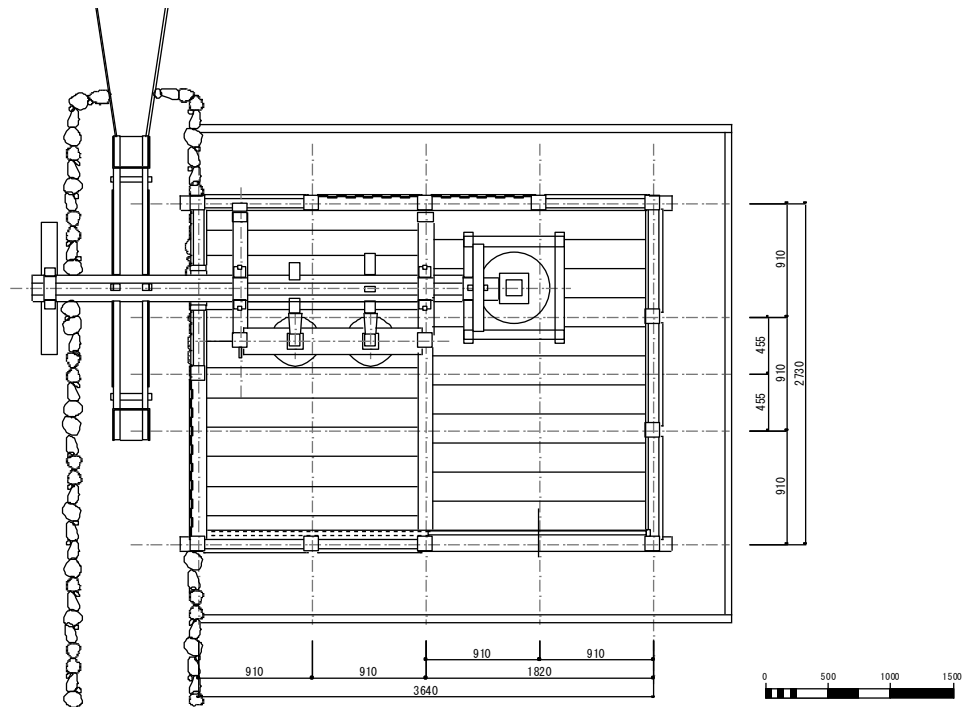


図 5-12. 水車平面図

【 民具保管庫 改修（参考） 】

建築面積：113.40 m<sup>2</sup> / 延べ面積：207.36 m<sup>2</sup>

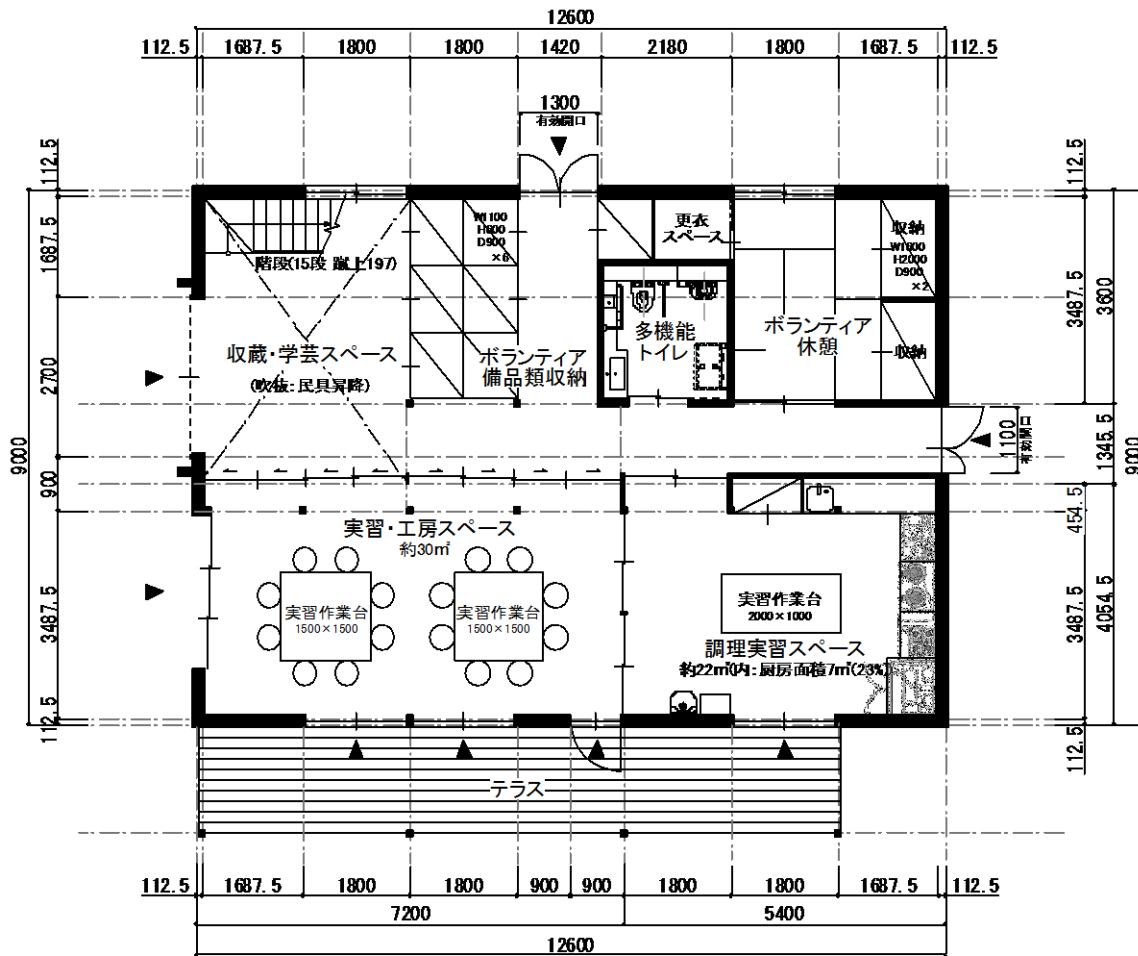


図 5-13. 民具保管庫平面図

【 バックヤードの物置 新築（参考） 】

建築面積：約 50 m<sup>2</sup> / 延べ面積：約 50 m<sup>2</sup>

【 畑の物置 新築（参考） 】

建築面積：約 10 m<sup>2</sup> / 延べ面積：約 10 m<sup>2</sup>



## 第6章 これからの取り組み

## 第6章 これからの取り組み

### 第1節 これから取り組むべき重点課題

「第5章次大夫堀公園民家園再整備基本構想」を受けて、今後取り組むべき課題について整理した。

#### (1) ボランティア活動の充実

- ①ボランティアの自主活動等のあり方の見直しを行うとともに運営を整理し、民家園ボランティアの活動支援体制を新たに構築する。
- ②民家園ボランティアの民家園事業へのかかわり方について、運営理念・方針に則り、自主自律性の高い活動のあり方に見直す。

#### (2) 全ての来園者が楽しめる活動の充実

- ①東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、区民や外国人観光客が楽しめる事業を行う。
- ②誰にでも分かりやすい解説を行う。
- ③多言語による解説を行う。

#### (3) 文化財資料の適切な維持管理手法の確立

- ①区指定有形文化財建造物の適切な維持管理を行う。
- ②収蔵資料について適切な維持管理を行う。
- ③建造物や里山など、園内施設と環境の適切な維持管理を行う。

#### (4) 郷土資料館等との連携

- ①文化財保護行政を行う3系の連携を図る。
- ②郷土資料館と民家園系の業務内容を整理し、横断的な事業展開をする。
- ③文化財資料の保存・活用について一元化を図る。
- ④学芸研究職を中心とする専門職員の新しい体制づくりを行う。
- ⑤地域に残る無形民俗文化財のために、民家園が果たせる役割を検証し、活用を図ることで民俗文化財の活性化に役立てる。

#### (5) 拡張地の整備に伴う体験事業の充実

- ①拡張地における畑の整備を行い、農業体験などの活用を図る。
- ②畑の維持管理について民家園ボランティアを含めた仕組みづくりを行う。

## 第2節 具体的な対策

第1節の問題を解決するために、以下の取り組みを行う。なお文章後の括弧は前節の内容に対応していることを示す。

### (1) ボランティア活動の充実

- ・ボランティア活動に必要な物品の取り扱いや自主活動のあり方など、運営方法の見直しを行い、民家園ボランティア活動運営方針を策定する。(①、②)
- ・活動や教室の運営を検証し、さらに自主性を促進する取り組みを実施する。(①)

### (2) 全ての来園者が楽しめる活動の充実

- ・外国人向けに世田谷のかつての文化を伝える事業を展開する。(①)
- ・区民と協働して農と関連する環境保全の啓発事業を行う。(①)
- ・世田谷区の無形民俗文化財の伝承の場として活用する。(①、②)
- ・区民が参加できる昔の人生儀礼の再現体験事業を実施する。(例：婚礼や七五三) (①、②)
- ・食を体験する事業を行う。(例：餅や団子等のハレ食や、麦飯等の常食、味噌等) (①、②)
- ・農村の一日を体験できる事業を行う(例：古民家での食事体験)。(①、②)
- ・園内の展示と解説手法を見直し、誰にでも分かりやすい解説を行う。(②、③)
- ・「世田谷デジタルミュージアム」を活用し、多言語による解説を行う。(③)
- ・新たな民家園ブランドを創出する。(①)

### (3) 文化財資料の適切な維持管理手法の確立

- ・区指定有形文化財建造物の保存活用計画を定める。(①)
- ・収蔵資料の保存と活用の方針を定める。(②)
- ・建造物や里山など、園内施設と環境の適切な維持管理を行うための方針を定める。(③)
- ・文化財防火デーにおける公開訓練など、防災意識を高める取り組みを実施する。(①、②、③)
- ・来園者の避難・誘導を適切、且つ迅速に行うためのガイドラインを作成する。(①、②、③)

### (4) 郷土資料館等との連携

- ・文化財係、郷土資料館と連携した文化財普及啓発事業を行う。(①、②、④)
- ・大黒舞やお囃子の公開など、地域で継承されている無形民俗文化財の活性化を支援する。(②、③)

### (5) 拡張地の整備に伴う体験事業の充実

- ・農業体験事業を行い、食の体験事業にもつなげる。(①、②)

### 第3節 今後の課題

これまで整理した課題については、今回の再整備だけでは解決に至らない内容も多くある。「第4章第3節. 課題の整理と解決の方向性」に挙げた内容のうち、以下は今後も継続的に取り組む必要がある。

#### 【運営】

- ・利用者の意向を把握、分析し、運営に反映させるような仕組みを検討する。

#### 【維持管理】

- ・里山などの環境を含めた園内施設の適切な維持管理を行う。公園と民家園を一体として捉え、保全及び継承の方策を検討する必要がある。また、植生や里山の維持管理については、専門家や周辺の教育機関と連携する仕組みづくりを検討する。
- ・収蔵資料について、保管場所や保管方法も含めた、保存活用の方針を定める。

#### 【他施設・他部門との連携】

- ・郷土資料館及び文化財係と連携した事業の充実を図る。世田谷の広範囲な文化を対象とした調査研究を進め、外部への情報発信も検討する。
- ・他施設、他部門との横断的な事業企画、運営を検討する。デジタルミュージアムの活用を検討する。
- ・区内だけでなく区外他施設との連携により、事業の充実を図る。

#### 【地域とのつながり】

- ・昔ながらの景観要素や伝統行事を地域に発信するなど、まちづくりの拠点として、地域への働きかけができる仕組みを検討する。
- ・無形文化財の活性化を助ける事業の充実を図る。
- ・来園者が「自ら文化財を守る意識」を持てるような啓発活動を引き続き行うものとし、具体的な方策を検討する。

#### 【施設整備】

- ・次大夫堀における護岸や洗い場の修景的な整備について公園緑地課との連携を図る。
- ・公園東側は多摩堤通りと交差するため、道路下にトンネル（パズルトンネル）が設けられている。公園と民家園との趣旨を一体化して再整備が望ましい。
- ・民家園敷地南西側の隣接地（民間所有）は、都市計画緑地区域に指定されており、公園予定地として想定されている。将来的に拡張する際には、地域との連続性に配慮した計画の策定が必要である。

